

○渋谷英彦委員長 皆様、お疲れさまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託された案件は1件です。

議第13号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案」を議題といたします。

審査の順序は、最初に総務部、行政経営部、こども未来部、防災部、教育委員会事務局の審査、次に、市民部、健康福祉部の審査、最後に環境部、経済部、交流推進部、建設部、都市政策部の審査を行います。

それでは、最初に、総務部、行政経営部、こども未来部、防災部、教育委員会事務局部分の審査を行います。

質疑、意見に入ります。

お手元に配付してありますとおり、質疑通告表のとおり、順次御発言をお願いいたします。

なお、同じ項目の質疑通告が多数ありますので、同じ質疑を繰り返すことのないように、スムーズな審議をよろしく願いいたします。

では、最初に、1番目、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 鈴木浩己です。よろしく願いいたします。

歳入1款5項1目入湯税現年課税分につきまして御質疑いたします。

部長の議案説明会での説明によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊客等の減少によるものですということで御説明がありましたけれども、どの程度減少されたのか、お伺いをさせていただきます。

特に、補正予算書の中にある利用料金7,000円以上の方が何人ぐらい減ったのか、あるいは、7,000円以下の方が何人ぐらい減ったのか、トータルでどの程度だったのか分かるように御説明をお願いいたします。

以上です。

○中島勝己課税課長 それでは、鈴木委員の質疑にお答えをいたします。

入湯税につきましては、毎月、課税課のほうに申告書のほうが提出されております。

昨年の4月の入湯税の申告書ですけれども、いわゆる感染拡大防止のために全館休業した施設が複数あった関係で、前年同月比で約90%減少しております。このため、これ以降も大きく増加することはありませんで、本年度の入湯客数の見込みは、昨年度の大體45%程度になると見込んでおります。

それから、具体的な減少幅ですけれども、税額150円の入湯客ですけれども、昨年度は約20万人いましたけれども、今年は13万人減って、約6万人強という形のところで予想しております。それから、税額50円の入湯客ですけれども、例年14万人ほどいるんですけれども、今回、今年は約7万人減少して、大體7万から8万ぐらいの入湯客数になるのかと予想しております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

先ほど、建設経済の常任委員会で、温泉事業会計の中でも、いろいろその部分について言及された質疑がありました。

この入湯税を充当の財源として行っている事業に3種類あるわけですが、当初予算でいうと、3,500万1,000円の予算額に対して、今回、マイナス2,100万円の減ということで、トータルで1,400万円の事業費になるわけなんですけれども、こうした入湯税の充当事業としてのこの3つの事業に影響は出ないかどうか、これ、1点だけ確認させてください。

○石原隆弘行政経営部次長 ただいまの御質疑でございますけれども、入湯税を財源として実施している事業、御指摘のとおり3事業ございます。こちらのほう、入湯税のほうは減額となるものでございますけれども、歳出予算としては、きちっと予算措置をしているものですから、事業の実施に関しては支障がないというふうに考えてございます。

○鈴木浩己副委員長 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次の質疑をお願いいたします。

○鈴木浩己副委員長 2番目の質疑です。

歳入7款1項1目地方消費税交付金につきまして御質疑いたします。

議案説明会での説明ですと、6月、9月、12月の交付実績及び県の最終予算見込みによるとの説明でありましたが、主な減額の理由についてお伺いをさせていただきます。

○増田恵子財政課長 地方消費税交付金の減額の理由でございますけれども、コロナ禍におけます消費の低迷から、地方消費税交付金も減少いたしまして、県の2月補正予算では、令和2年度当初予算に対しましてマイナス5.6%の減額を見込んでいること、それからまた、地方の減収を補填するための減収補填債の算出でも、普通交付税の算定におけます基準財政収入額の令和2年度の基準額に対しましてマイナス6.2%となりますので、市も同様額の相当額を、減収を見込んでおります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それで、ちょっと伺わせていただきたいんですけれども、今課長からのお話、12月についてはマイナス5.6%というお話がありましたけれども、こういった地方消費税交付金とかが、たばこ税なども含めて減額された分については、令和2年度に限っては減収補填債という形で補われると思うんですけれども、昨年度と比較をして、6月、9月、12月、それから3月の最終予算案、県からの交付金ですけれども、この交付額に、前年とどの程度差があったのかというのは分かりますでしょうか。もし分かればお教えいただきたいと思っております。

○増田恵子財政課長 前年額との差でございますけれども、6月から12月までで令和元年度が約18億円、令和2年度は約23億円の収入がございます。これ、地方消費税交付金です。ですから、プラス5億円程度ということにはなるのでございますけれども、この地方消費税なんですけれども、国の納税猶予の特例で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方消費税につきましても猶予の制度ができております。その関係もございまして、今度の3月に入ってくる分につきましては、前年度よりも減額になるというふうに見込んでおまして、今回、補正予算のほうを組ませていただいております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それじゃ、6月が幾ら、9月が幾ら、12月が幾ら、3月が幾らかという、そういうのではなくて、今の課長の御説明だと、6月、9月、12月で令和1年と令和2年を比較すると、令和2年のほうがプラス5億円だけれども、3月の最終予算については相当落ち込みが見込まれるので、今回マイナス2.5億円という、そういう感じですかね。分かりました。

それと、もう一個教えてください。

地方消費税交付金が2.5億円減額になりますと、当然、先ほども課長の御説明の中にもありましたけれども、基準財政収入額、これに算定されるという、そういう項目にもなっておりますので、当然ざっくりですけれども、財政力指数にもやっぱり影響が少なからずあるかなというふうに思われますけれども、この点についてはどんな見通しか、分かればお教えいただきたいと思います。

○増田恵子財政課長 財政力指数についてでございますけれども、基準財政収入額のほうが分子になりますので、この地方消費税交付金が、その分、分子に含まれるということで、分子の分がマイナスになるということで、多少は影響がございます。

令和元年度を見ますと、基準財政収入額が約180億円ですので、今回、2億5,000万円減ったとしまして計算した場合に、財政力指数が0.01ぐらい下がるという見込みにはなりません。大きな影響はないというふうには考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番行きます。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 3番目の質疑です。

これ、歳入と歳出がそれぞれ関わるものですから、もしかすると歳入のほうの質疑に立られている岡田委員とか秋山委員にちょっと御迷惑をかけちゃうかもしれませんので、給付実績とか、あと、申請の世帯数とか金額のみ、この歳入の部分では伺わせていただきたいと思います。

特別定額給付金事業及びその事務費の確定によるものということで御説明がありましたけれども、この給付実績、対象者が何世帯に対して、給付済みが何世帯で幾ら、未給付が何世帯で幾ら、実際のところ給付率は何%だったか、あるいは、オンラインと、あと郵送の申請とかが選択できましたけれども、そういったオンラインの申請での口座振込が何世帯、幾らだったか、郵送の申請の世帯数と金額、オンラインでもない、郵送でもない、そういう世帯が何世帯あって幾らであったのかという、その内訳をお教えいただきたいと思います。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えをさせていただきます。

支給の関係ですけれども、対象世帯は5万8,236世帯でございました。このうち5万8,003世帯へ給付をさせていただきますして、支給率は99.6%でございました。

また、人数ベースでございますが、対象人数は13万9,187人、このうち13万8,937人の方に支給をさせていただきますして、支給率は99.8%、支給総額は138億9,370万円となっております。

また、未申請の関係ですけれども、対象世帯のうち未申請となった世帯につきましては233世帯、250人でした。金額にいたしますと2,500万円でございます。このうちですけれども、宛所不明となっていた世帯を85世帯、88人ございましたけれども、こちらを除いた場合には、未申請世帯数は148世帯、162人、金額にいたしまして1,650万円でした。

申請方法の内訳でございますけれども、申請方法につきましては、申請書、紙による申請と、また、先ほど委員がおっしゃられましたオンラインによる申請がございます。詳細につきましては、窓口と郵送がございますけれども、統計として窓口の分は取ってございませんので、郵送の分とオンラインの分だけお答えをさせていただきたいと思っております。また、金額についても承知をしておりませんので、すみません、そこについてはまた後日お答えをさせていただきますが、その内訳といたしましては、申請書による申請が5万5,818世帯、率にして96.2%の方、また、オンライン申請による申請は2,185世帯、3.8%でした。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 オンラインでもなかったし、申請書でもなかったけれども振込みがあったという世帯とか人数って分かります。

○杉山佳丈政策企画課長 すみません、申請の方法につきましては、基本は郵送で、先ほど申し上げましたけれども、あとは、窓口は推奨しておりませんけれども窓口に来られた方、あとはオンライン申請、この3つで受付をさせていただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、窓口の統計を取ってございませんので、郵送とオンラインのみお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 それでは、歳入の部分ですので、これぐらいにさせていただいて、あとは歳入の部分で質疑をされる方に、事業の内容ですとか、手法ですとか、問題なかったかみたいな、そういったものには次の方にお譲りをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 それでは、歳入15款2項1目第3次補正という新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金、これが4,701万7,000円というふうに計上されています。今までの1次補正、2次補正という形で、焼津市のほうが、こちらで、第1次補正で約3億円、第2次補正で8億4,000万円というふうになっていました。この4,701万7,000円というのは、第3次補正分ということでよろしいでしょうか。

この交付金の予定事業、この予算額、各事業、これはどうなっているのか、その内訳をお伺いいたします。

○杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。

今回補正をさせていただきます、委員のおっしゃられる4,701万7,000円、これにつきましては国の第1次の補正がございました。この1兆円のうち、国で留保しておりました3,000億円を今回地方に配分をさせていただいたものでございまして、第3次補正分は別途配分されるものとなります。

また、4,701万7,000円の充当する事業につきましては、この4,701万7,000円に加えま

して、1次、2次の補正で行いました、配当した事業の執行の残となった交付金等を合わせまして、こちらを財源として充当させていただいておりまして、主な事業だけお答えをさせていただきますと、例えば、主な事業といたしまして10款5項6目の図書館システム機器更新事業費には7,731万6,000円を充当、また、10款6項6目の学校給食施設空調設備設置事業費に8,200万円、こちらを充当させていただいたところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 その辺の内容が、今言った1次と2次、それで、申請したけど使い切れなかった分、使い切れなかったという言い方がちょっといいかどうか分かりませんが、それで、余った部分というか、充当したけど、それプラス幾らかが余ったよと、その金額を使って、その金額がこの4,701万円だということで、国の第3次の補正というのはこの中に入っていないということでもいいですか。

○杉山佳丈政策企画課長 すみません。余ったというものではございません。

国のほうの配分で、国が地方に配分するのを3,000億円留保しておりました、第1次補正分として。そちらを今回、3次配分という言い方を国はしておりますけれども、3次配分として焼津市に配分されたのがこちらの金額になります。

あと、3次補正につきましては、現在、3次補正については、国のほうから4億294万2,000円という配分額が示されてございます。こちらについては、今、充当事業について調整をしているところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 それでは、1次、2次での利用した部分がまだ3,000万円残っていた分で、それをこれに充てたという、そういう解釈、違う。

○渋谷英彦委員長 分かった。

○杉山佳丈政策企画課長 説明が下手ですみません。

国のほうで、1次で1兆円、最初に補正予算が組まれました。そのうち7,000億円分については、配分は既にされておるんですけども、そのうち3,000億円分は国のほうで留保してございました。

ですので、その国の留保分が今回、3次配分という形で配分されたというところで御理解いただければと思います。

○杉田源太郎委員 確認させていただきますけど、国の第1次分で、焼津市が、今ここにも書かせていただいたんですけど、3億円、2次で8億4,000万円と、これは焼津市に交付されたという、その金額で合っていますか。

○杉山佳丈政策企画課長 おおむねそれで結構です。細かく言いますと、1次配分としては3億1万9,000円、2次補正による配分は8億3,942万円、そして、度々の説明で申し訳ございませんが、留保していた1次分の3,000億円を今回、3次配分といたしまして、4,701万7,000円、交付をされたというところでございます。先ほど申し上げたとおり、3次補正分につきましては、現在調整中でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。第3次の分については、今申請を、もう申請の期間が過ぎたのかなとちょっと思ったんですけど、新聞に書いてあった中で、静岡県に114億円、各市町に118億円、こういうのが新型コロナウイルス感染症臨時交付金としてということで、2月5日のニュースです。

この各市町への交付金、こういうものが、まだ焼津市としては申請をしていないということですか。

○杉山佳丈政策企画課長 細かい話で申し訳ございませんが、今回の3次補正で示された金額のうち、一部分については、令和2年度事業として国のほうに申請をする必要がございました。それを地方繰越分といたしましてやっておりますので、これについては、既に国のほうに一部ですけれども申請のほうはしているところでございます。残りの分についてはこれからという形になります。

○杉田源太郎委員 分かりました。

ただ、申請してあるけど、この予算の歳入のほうにはまだ何もやられていないよという、そういうことでよろしいですか。

○杉山佳丈政策企画課長 すみません、現在調整中でございます。

○杉田源太郎委員 3次補正というのは、一応3月末までに使い切るということでいいんですか。

○飯塚真也行政経営部長 すみません、杉田委員にお答えします。

3次補正の分につきましては、ただいま政策企画課長から調整中というお話をさせていただきましたが、会派のほうから説明をさせていただいておりますが、現時点で、また、こちらが固まりましたら、今定例会の最終日のほうに御審議いただく、提出する予定となっております。ですので、今調整中というお話をさせていただきまして、まだ、この予算の中には全く入ってございませんので、今後という形で御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

先ほど、3次補正の中の焼津で今、予算計上されている中に、10款5項6目の図書館の関係、あるいは6項6目の学校給食との関係、こういうものを主なものですよといったけど、この内容というのは、また個別に知らせていただくことはできますか。

○杉山佳丈政策企画課長 今回お出しをさせていただいている事業の中で、どの事業に充当したかというところは、また一覧にしてお出しさせていただきたいと思っております。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 私からは、水産振興センターの地代減免によるということで、土地貸付料の減額補正を聞きたいと思っております。

当初予定の歳入に占める割合、それから、事業者からの要望事項等について御説明ください。

○塩原毅志管財課長 秋山委員の質疑にお答えさせていただきます。

焼津水産振興センターの地代の件でございます。

初めに、当初予算に占める割合でございますが、貸付収入全体の10.5%に相当いたします。

次に、水産振興センターからの要望でございます。焼津さかなセンターの土地につきましては、市と民間からの借地であり、国の家賃支援給付金により民間地の賃料、こちらの一部は給付されましたが、この給付金で賄い切れない私有地部分についても賃料減免の要望書の提出がありまして、市としても、焼津市の水産業の振興を目的に、50%出

資した第三セクターである同社について、国の家賃支援給付金の計算に準じて、相当額を減額したものでございます。

簡単ですが、以上で回答させていただきます。

○秋山博子委員 それで、全体の10.5%ということですが、全体の割合はそれでしたが、約1割強ということで、水産振興センターそのものの地代、予定していたものの割合はどうですか。

○塩原毅志管財課長 国の家賃支援給付金の計算に準じて算出させていただきました、約25%になります。

以上です。

○秋山博子委員 市の土地の賃料ということで、市の財産である土地をとということなんですけれども、ヒアリングのときにちょっとやり取りをさせていただきましたけど、その根拠、例えば賃貸の契約と、それについての今回の減免の根拠として、どういう条例なり何なりが適用されたのか、それから、こういったことはこれまであったのか、その点を教えてください。

○塩原毅志管財課長 条例等の根拠でございますけれども、焼津市財産の交換、譲渡、無償貸付に関する条例第4条第1号及び焼津市普通財産貸付事務処理要領第5、1の(5)及び(7)の規定に基づいて、今回、対応のほうをさせていただきました。

また、これまで、このような形の減額というのはなかったというふうに聞いております。

以上です。

○秋山博子委員 今おっしゃられた条例ですが、第4条の2でいいですか。地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき、こういうところに該当するときは無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるという、ここの条例適用ということでいいですか。

○塩原毅志管財課長 すみません、私の説明がもしかしたら間違えていたかもしれないですが、第4条第1号になります。1号のほうの、他の公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときと、こちらのほうの規定になります。

○秋山博子委員 ここの(1)のところ、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公共的団体という、水産振興センターがそういう位置づけということになるということですか。

○塩原毅志管財課長 すみません。先ほども、ちょっとお話のほうをさせていただいたんですが、市として、こちらの焼津水産振興センターにつきましては、市の水産業の振興を目的として市も出資している団体でございますので、公共的団体というふうに考えております。

以上です。

○秋山博子委員 さらに、(1)のところでは、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときとありますが、水産振興センターの事業が公用もしくは公共用または公益事業の用に供するという、その中に入るという判断ですか。

○増田澄浩総務部長 ただいまの条例の公共的団体ということに関しましては、先ほど御

答弁させていただきましたように、市が2分の1を出資する第三セクターであると、こういった観点から、公共的団体というふうには市のほうでは扱っているところがございます。

それで、公益的な事業ということに関しましても、確かに形態は株式会社だものから、収益事業じゃないかというふうな観点もあるかと思いますが、先ほどの市が出資して設立されておる株式会社、その事業活動ということで、焼津市の水産業の振興とか、そういったことを目的に、公益的な側面を持った事業であるということから、公益的な事業という解釈をしているところがございます。

○秋山博子委員 これまで同様の適用を行ったことはないということだったんですけども、今御答弁いただいたように、地域振興にとか、そういうことというのは理解できるんですけども、市内の一般の飲食関連の事業者もやはり地域振興につながっているわけですし、ということをお考えますと、やっぱりこれを適用するかどうかという議論って結構難しかったんじゃないかなと思うんですね。そういった公平性をどのように考えたらいいかというような、何かその辺の議論、どんなやり取りがあったかというのをちょっと教えてください。

○増田澄浩総務部長 焼津市が保有しています土地を貸し付けるという意味においては、他の事業者への貸付けということも何件かございます。そういう意味では同じ扱い、形になるものですから、公平性という観点については十分に検討させていただいたところでありまして、実態として、他の貸付事例においては、そんな大きな規模の土地を貸し付けているということはありません。この中で、さかなセンターに関しては、突出して大きな賃貸をしているということがございます。

それで、先ほど国の家賃給付金という説明もさせていただいておりますが、他の事業者への貸付事例に関しては、この家賃支援給付金の中での支援が、国の制度でございませぬけれども、対応が十分可能事例に該当しております。

そういう中で、さかなセンターの第三セクターとしての公益的な側面、それから、貸付けの規模など、それから、家賃、国の制度への対応の範囲といたしますか、そういったことを考慮して、コロナ禍におけますさかなセンターの経営の窮状に照らせて、市が減免、減額といたしますか、減額措置を行ったということでございます。

○秋山博子委員 水産振興センターも、それぞれ事業者として、国の給付、様々な事業を申請して受けられていると思うんですけども、今後、またこうした要望を継続してあるということも考えられるんですけども、その際の今後、こういった減免措置あるいは何らかの支援というか、その辺はどんなふう基準を設けて、どんなふう考えているのか、教えてください。

○増田澄浩総務部長 今後の状況によることかと思しますので、はっきり今こういった基準を設けていますというところはございません。

ただ、今回の対応の考え方、そういったことは、基本的には同じ考え方に立って、今後の状況に対応してまいりたいというところがございます。

○渋谷英彦委員長 じゃ、次、深田百合子委員。

○深田百合子委員 歳入19款2項1目の財政調整基金取崩し、これが4億6,154万7,000円を減額するということですけども、減額の主な理由を伺います。

○増田恵子財政課長 財政調整基金の取崩しの主な理由についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策で一般財源としていたものに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことにより減額となっているというのが主な理由でございます。

以上です。

○深田百合子委員 地方創生臨時交付金がかかなり1次と2次と3億円と8億円と多く入っているんですけども、この後、臨時交付金を頂いたけれども事業が減額するということもあるんですけども、今の財政調整基金の現在高というのは幾らになりますか。

○増田恵子財政課長 財政調整基金の現在高ですが、令和2年度末で47億8,300万円余になります。

以上です。

○深田百合子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次の7番の質疑、深田委員、お願いします。

○深田百合子委員 歳入19款2項8目ふるさと寄附金取崩し、これは7,962万2,000円の減額となっておりますが、減額の理由を伺います。

○増田恵子財政課長 ふるさと寄附金基金の取崩しの減額の理由でございますけれども、主なものとしましては、東京オリンピック・パラリンピックが延期になったことによりまして、オリパラ関係の予算の減額に伴うものでございます。オリパラ関係で約7,600万円のふるさと寄附金基金の取崩しの減額となっております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

じゃ、現在高を教えてください。

○増田恵子財政課長 すみません、お待たせいたしました。

ふるさと寄附金基金の令和2年度末の予定額でございますが、約31億円でございます。
以上です。

○深田百合子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番に行きます。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 それでは、減収補填債につきまして御質疑いたします。

部長の説明によりますと、令和2年度の地方税等の減収に対する措置として対象税目が拡充され、市たばこ税や地方消費税交付金などが追加されたとの説明でありましたけれども、詳細について伺います。

○増田恵子財政課長 減収補填債につきましてでございますけれども、減収補填債の制度は、一部の税目について、普通交付税が決定後に、基準財政収入額と税収額との差を精算するため発行する地方債でございます。

今年度、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消費や流通に関わる7税目につきまして、令和2年度限りで追加税目となりました。

この中で、焼津市としましても、地方消費税交付金、あと、市たばこ税、地方揮発油譲与税、この3つが減額となる見込みでございまして、そこで、この減収補填債のほうを予算計上いたしました。

なお、この起債は充当率が100%で、交付税措置が75%なんですけれども、地方揮発

油譲与税と地方消費税交付金の一部につきましては、100%の交付税措置がある有利な起債でございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 地方消費税交付金、それから、市たばこ税、あと、地方揮発油譲与税、この7税目のうち3つの税目について焼津市では該当しているわけです。特に、市のたばこ税は2億円が減額、地方消費税交付金は、先ほど申し上げたとおり、2億5,000万円の減額、地方揮発油譲与税については1,500万円の減額となっているものですから、素人で、単純にこの3つを足し算してみると、4億6,500万円になるのかなというふうに思うんですけども、実際のところは4億2,410万円ということで、どんな計算になっているかというのを、僕みたいな素人でも分かるように御説明をお願いいたします。

○増田恵子財政課長 減少補填債の算定なんですけれども、国のほうの様式が決まっております、それに基づいての計算になるものですから、今回の歳入の地方消費税交付金と市たばこ税と地方揮発油譲与税を足した金額が4億6,500万円ですが、国のほうの様式基準で算定をいたしますと4億2,401万円ということになってしまいます。

ちょっと詳しい説明が、国の様式になりますので、以上となります。

○渋谷英彦委員長 では、次の9番に行きたいと思います。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 続きまして、歳出2款1項13目システム維持管理費及び情報ネットワーク運営事業費ということで、部長の説明によりますと、新型コロナウイルス感染防止対策としての非接触によるキャッシュレス決済の導入に伴う経費ということで御説明がありましたが、詳細につきましてよろしくをお願いいたします。

○塩原毅志管財課長 鈴木委員の質疑にお答えします。

キャッシュレス決済の導入について詳細ですけれども、まず、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、公共施設ですとか窓口の決済手段を非接触で行うことができる、こういったキャッシュレス決済を4月から導入する予定でございます。

こういった中で、取扱件数が比較的多い市民課ですとか、大井川市民サービスセンター、スポーツ課、シーガルドームなどについて、集計や返金作業、こういったものを迅速に行えるよう、POSレジと言われるもの、それと、そのPOSレジの通信に必要なWi-Fiルーターを整備するために、今回増額補正をしようとするものでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それで、例えばペイペイとかLINEペイだとか、いろいろありますけれども、焼津の場合はどういうものでお支払いができるのか、それから、あと、どういう手数料とかキャッシュレス決済でお支払いができるのか、お伺いをいたします。

○塩原毅志管財課長 ただいまの質疑でございます。

まず、決済の手段、種類についてでございます。

まずは、昨年10月に、地域活性化に向けたキャッシュレスの推進に関する連携協定を締結いたしましたペイペイ株式会社のQRコード決済、こちらのほうからまず開始させていただきます、今後は、その利用状況等を考慮しながら、ほかのQRコード決済であるですとか、ほかの支払い方法についても導入を検討してまいりたいと考えております。

す。

続きまして、今回取り扱う手数料の種類でございますけれども、まずは、市民課や、大井川市民サービスセンターの証明書の交付手数料、こういったものですか、スポーツ課のグラウンドや体育館などの施設使用料、あと、公民館の使用料ですか、健康づくり課さんの子どものフッ素塗布、こちらのほうの手数料、こういったものについて適用していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それこそ、ほかの手数料にも幅広く拡大をしていただきたいと思いますけれども、悲しいかな、塩原課長のところはこちらのハード面ということで、ぜひ政策企画の皆さんには、ほかの手数料等にも拡大をできるように、また、よりよい市民サービスの向上ということで図っていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番に行きます。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 続きまして、歳出2款1項中13目電子計算管理費ですけれども、部長の説明によりますと、契約入札差金の発生による減額と、あと、マイナンバーシステム改修補助金等の充当及び基金繰入金の減による財源の補正との説明がありましたけれども、詳細につきましてお伺いをいたします。

○塩原毅志管財課長 ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

初めに、契約入札差金につきましては、情報ネットワーク構築事業費の契約差金が生じたために、歳出予算から、まず不用額3,784万5,000円を減額し、歳入予算としまして、同額を公用施設建設基金のほうからの充当を減額するものでございます。

また、マイナンバーシステム改修補助金等の充当につきましては、社会保障税番号制度システム維持管理費の児童手当に係るマイナンバー情報連携におけるデータ標準レイアウトの改廃に伴うシステム改修事業ということで、319万8,000円について、一般財源から国の子ども・子育て支援事業費補助金、こちらのほうに財源振替をするものでございます。

また、あわせて、グループウェア運用事業費の235万4,000円につきましては、予備費を利用して実施した事業につきまして、一旦全体を整理するため、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金から一般財源のほうに財源振替をするものでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

財源振替みたいな、そういうことで、結構ちょっと説明だけ聞くと複雑かなというふうに思われましたけれども、そもそも今回の情報ネットワーク構築事業、これはどんなものを構築する事業だったのか、お教えいただきたいと思います。

○塩原毅志管財課長 情報ネットワーク構築事業、こちらにつきましては、新庁舎を含めて出先施設、こちらのほうの通信ネットワークの機器、こういったものが老朽化しておりますので、そういった部分について、今回、機器更新、ネットワーク全体のほうの見直しということでやらせていただいている事業でございます。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

別に、新庁舎用に向けて、そうしたネットワーク機器の更新をしたのが結構ウエートを占める予算だったのかなというふうに思われますけれども、それでよろしいですか。

○塩原毅志管財課長 すみません。全体から言いますと、新庁舎の分については新設という形にはなるんですけれども、市全体のネットワーク機器の更新という形になりますので、ボリューム、すみません、今すぐ即答はできないんですけれども、そんなにとんとんくらいだというふうに考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 そうすると、新庁舎が、もう完成が目前に控えていて、今の既存の庁舎あるいは出先の庁舎でもって、やっぱり当然、何となく二重投資的な、そういったものも、変に勘ぐるわけじゃないですけれども、そういうふうに思われてしまう節もなきにしもあらずなのかなというふうに思うんですけれども、そういった二重投資的な部分というのは別になかったという、そういうことでよろしいですかね。

○塩原毅志管財課長 現在、それぞれの庁舎に設置しております通信機器については、基本的には全て更新してもいい時期に来ております。

逆に、本来の時期から1年ほど過ぎているような形で、今回ちょうどタイミングを合わせていただいているというような形で考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、お願いします。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 失礼いたしました。債務負担行為です。

部長の説明ですと、工期の延長を含めた増額要因と減額要因があるということで、今回、5,454万9,000円の債務負担行為で、令和4年度の予定だということでお話がありましたけれども、その積算の根拠についてお伺いをいたします。

○油井光晴新庁舎建設課長 鈴木委員の御質疑に御答弁させていただきます。

新庁舎建設事業の債務負担行為の追加分であります建築工事について、工期の延長を含めた増額要因と減額要因についてでございますが、増額要因としましては、工期の延長分が約2,707万円、地中障害物の除去工事が2か所で発生しておりまして、その合計が約2,748万円、そのほか、エレベーターに停止階を制御する機能の追加などの増額要因となる施工内容の変更がございまして、合計で6,573万8,000円でございます。

減額要因としましては、基礎工事のため掘った土の処分を市の他の工事で流用したため処分費が減り、これが約410万円、外壁に取り付ける板の塗装について、設置時の傷や汚損防止のため工場塗装から現場塗装に変更しまして、これが約256万円、そのほかOAフロアの床下の防じん塗装の取りやめなどの施工内容の変更がございまして、合計で1,118万9,000円でございます。

これを差し引きまして、5,454万9,000円の増額をお願いするものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 続いて、歳出2款1項19目の新庁舎建設事業費について、電気工事とか空調、給排水の部分に増額要因と減額要因があったということでお伺いをしておりますけれども、その詳細につきまして御説明をお願いいたします。

○油井光晴新庁舎建設課長 御答弁させていただきます。

2款1項19目新庁舎建設事業費の工期延長を含めた増額要因と減額要因についてでございます。

この増額は、御指摘のとおり、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の3工事が対象となっております。

まず、電気設備工事についてであります。増額要因としましては、工期の延長分が約687万円、停電からの復電後、一気に大きな電流が流れて機器が故障するのを防ぐブレーカーを電気室に追加することにより約600万円、そのほか非常用発電装置の燃料を地下から装置のほうへ送る配管の口径のサイズアップなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で2,499万6,000円でございます。

減額要因としましては、庁舎内の引込みから電気室までの高電圧ケーブルについて、金属製の管によるカバーから別の方法への見直しを行いまして、それが600万円、そのほか電気室や機械室内の金属配管の塗装の取りやめなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で2,077万2,000円でございます。

これらを差引きしまして、422万4,000円の増額となるものでございます。

次に、空気調和設備工事についてでございますけれども、増額要因としましては、工期の延長分が約528万円、屋上の室外機置場に機器取付け用の土台となる機材を追加しまして、約268万円、そのほか各階のマシンルームの騒音の低減対策を追加するなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で2,030万9,000円でございます。

減額要因としましては、執務室の空調は、床下からしみ出るような空調を採用しておりますけれども、そのしみ出し空調の区画割りの見直しによる部材の減によりまして約592万円、そのほか免震階の配管の保温外装の材料の見直しなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で1,841万7,000円でございます。

これらを差引きしまして、189万2,000円の増額となるものであります。

次に、給排水衛生設備工事についてでございます。

増額要因としましては、工期の延長分が約215万円、ガス管の引込みの口径を太く変更いたしまして、約101万円、そのほか井戸のポンプ制御盤を屋外から1階のマシンルーム室内へ変更するなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で541万3,000円でございます。

減額要因としましては、免震階の配管の保温外装の材料の見直しによりまして約91万円、そのほか下水道の引込管を新設から既設管の利用へ変更するなどの施工内容の変更要因がございまして、合計で391万7,000円でございます。

これらを差引きしまして、149万6,000円の増額となるものであります。

3件の工事の合計としまして、761万2,000円の増額をお願いするものであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

なかなか細かくて書き取れないんですけども、それこそ電気室にブレーカーを追加した約600万円ですとか、空調の工事で、屋上の室外機の土台の鋼材を追加して268万円とかということで御説明があったんですけども、こういった当然、当初の設計よりかもやっぱり設計変更して行っているものが結構見受けられるなというふうに思うんです

けれども、当然、内容にもよるんですけども、全くの別途契約にしているのか、それとも当初の契約の変更という形でもってやったのか、全部契約変更でやっているのか、それとも、別途契約でほかの業者と結んだよというのがあれば、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○油井光晴新庁舎建設課長 お答えいたします。

今回の変更につきましては、全て現契約の変更ということで対応させていただきまして、別途契約というものはございません。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

別に、別途契約をしなくても、自治法なんかのそういったルールには違反していないとか、今までの当初の契約の業者との関係でもって設計変更、大きな設計変更というよりも、小さい設計変更で、契約変更で十分大丈夫ですよという、そういうことで、全てそんな手法でやられたのかどうなのか、お伺いいたします。

○油井光晴新庁舎建設課長 設計変更というのは、各工事においても、やはりあり得るものでございます。

あまりに例えば大きな変更ということがあると思いますけれども、その場合は、内規として、金額として3割以上超える場合は設計変更では対応しないというような内規がございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、13番、川島 要委員。

○川島 要委員 今、工期の延長につきまして、様々な御説明をいただきました。

私のほうからは、今後の対応ということで、工期が延長になっていますけれども、これから完成に向けてどのような対応をしていくか、特にコロナ禍でありますので、作業のほうの体制も含めて、当初の計画どおりの完成を目指して当然行かれると思うんですけども、そういった遅れを取り戻す意味でも、どういった対応で考えられているのか、お伺いします。

○油井光晴新庁舎建設課長 川島委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、今後の対応ということでございますけれども、2款1項19日の新庁舎建設事業費につきましては、電気設備と空調調和設備と給排水衛生設備工事の工期延長に伴う増額でございます。

この3件の設備工事につきましては、今回の補正予算案の議決をいただいた後、契約金額の変更と工期を7月30日まで延長する仮変更契約の締結を行いまして、今定例会へ建築工事分とともに工事請負契約の変更について議会の議決を求める議案を追加上程させていただく予定でございます。

なお、3件の設備工事の当初契約時における工期は2月26日まででございましたけれども、一旦、便宜上、工期のみ3月31日まで延長する契約を締結させていただいておりまして、現在の工期は3件とも3月31日までとなっております。

次に、完成の予定の見通しについてでございますけれども、現在の遅れにつきましては、今までの発生した事例による遅れということでございます。この3件の設備工事につきましては、建築工事とともに変更後の工期の7月30日までに完了し、新庁舎部分が

完成するという見込みでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 川島 要委員 特にこれの部分を取り戻す意味で、人員の増加とか、そういったこともあるでしょうか。
- 油井光晴新庁舎建設課長 工程のほうの段取りということもございまして、人を増員すれば早くなるというものでもないということと、あと、時間的に、例えば残業ということで対応すれば、それは取り戻すということができるんですけども、本工事におきましては、基本的には6時をめぐり、近隣の方の対策として、迷惑をかけないようにということで対策させていただいておりますので、今後の工期につきましては、今現在の進捗状況から見まして、この工期ならば完成するだろうということで、完成の予定工期とさせていただいたというものでございます。
- 渋谷英彦委員長 ここで休憩を取りたいと思いますが、今1時間5分経過いたしました。それで、皆さんのお手元にあるように、今、11分の2の半分ということでございますので、私が何を言わんかというのは十分承知いただけるかと思いますが、非常に丁寧な質疑を、審議をしていただき、また、丁寧な答弁をいただいているというふうに思いますが、できるだけコンパクトにまとめていただけると幸いです。
では、2時再開、休憩いたします。

休憩（13：51～13：59）

- 渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き、審査を続けたいと思います。
簡単明瞭に質疑、答弁をよろしく願いいたします。
では、行きます。14番、岡田光正委員。
- 岡田光正委員 岡田です。
それでは、私、2款1項29目特別定額給付事業費について質疑させていただきます。
特別給付金につきましては、最終的に、先ほど鈴木委員のほうからの歳入に関する質疑の中で、ほぼ内容的にはすっかり分かっちゃいました。
それで、ただ、問題としまして、最終的に5,630万円、563人分、この分が最終的に返されるわけですが、それで、0.2%のいわゆる未支給、この部分なんです、280名弱の分が要は未支給になったということですが、その理由としては、先ほどおっしゃられたように、請求がないよということなんです、それに対して、やはり最終的に本来なら差し上げられるといいますか、支給できる人たちに支給できないという矛盾というか、そういったものを感じる中で、市としてどれだけの努力をさせていただいたのか、具体的に理由が分かっていたら教えていただければありがたいなと思った次第です。
- 杉山佳丈政策企画課長 お答えさせていただきます。
未申請の世帯数と人数については先ほどお伝えしたとおりでございます。
あと、未申請世帯に対しての働きかけでございますが、「広報やいづ」を使ったりであるとか、市のホームページ、そういったものを活用させていただきまして、そうした期限の情報の掲載をさせていただくとともに、直接、その未申請の世帯に対しておはが

きで申請期限をお知らせするものなどの丁寧な対応を努めさせていただいたところでございます。

また、さらに、民生委員や児童委員協議会の皆様、あと、地域包括支援センター、さらには居宅介護支援事業所などと連携をいたしまして、申請を促すなどの支援も行いまして、可能な限り申請いただけるよう、丁寧な対応に努めたところでございます。

また、最終的に未申請となった世帯の申請しなかった理由というのは把握をできておりませんが、それぞれ個人のお考え、事情があったものというふうには認識をしておりますのでございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、15番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 今と同じ2款1項29のところのことなんですけれども、具体的に未給付250人ということで、宛先不明というか、それで返ってきたのが85世帯というふうにお答えされたかと思うんですが、締め切ったその後、後日給付されなかったよというふうな申立て等のことも含めて、減額の変更の理由を教えてください。

○杉山佳丈政策企画課長 事業費につきましては、まず、予算要求に当たりまして、支給対象者数を、まずは4月1日現在の住民基本台帳人口、このときが13万9,217人でしたが、これを基にいたしまして、139億5,000万円の予算措置をさせていただきました。実際の支給対象となるのは、基準日となりました4月27日現在の住民の登録者数でございますので、この時点で、まず差があったというところでございます。

あと、先ほど申し上げました最終的には未申請となった人たちの部分を加えまして、合計額が減額となったところでございます。

あと、事務費につきましては、国から、国の自治体規模別事務費目安額というのが示されておりまして、そちらを基に、いろいろな事業者などから参考見積りなどをいただきまして予算措置をさせていただいたところでございますけれども、委託費用などが安価となりましたので、減額となったところでございます。

最後の受付期間の終了後の申請があったかということではございましたけれども、実際に提出されたのは3件ございました。

以上でございます。

○秋山博子委員 その事務費が4,166万5,000円減額ということなんですけれども、委託費等が国の目安に比べて安価であったということが減額の理由ということなんですけれども、結構減額の額が大きいなというふうに思います。その辺、委託というか、それが適正なものであったのかというのをどういうふうに考えておられるのか、それから、3件申立てされた方がいたということなんですけれども、それに対してどのように対応したのか、教えてください。

○杉山佳丈政策企画課長 まず、委託費の関係でございますけれども、今回の給付に関しましては、給付金のシステムというのがどうしても必要になります。この構築に関しまして、住基のシステムとの連携がどうしても必要になることから、その辺で多額の費用を計上しておったところでございます。

最終的には、現在の焼津市の住基のシステムベンダーから、そちらの給付金のシステ

ムが調達できましたので、その連携部分はかなり安価になったというところと、あと、もう一つ申し上げるとすれば、支給事務処理を迅速に処理しなければならなくなったというところでもございましたので、人材派遣業者に委託するというのを考えておりましたけれども、少しその辺を迅速にやるというところで、職員一丸となって対応させていただいたものですから、そこを人材派遣ではなくて職員の動員で対応したというところでも、委託費がかなり減額になっているところでもございます。そうした理由でもございます。

また、3件の申請書が出された方に関しましては、直接お電話をさせていただきまして、国のルールの方を御説明させていただきまして、御納得をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 秋山委員、いいかな。
- 秋山博子委員 すみません。先ほど職員の動員で事務を進めたのでということですがけれども、時間外も全て国の予算の中で入っていたものですよ、これは、ということではないですよ。
- 杉山佳丈政策企画課長 職員の人件費に関しましては、時間外というわけでは、当然時間外もやりましたけれども、それはあくまで人件費のほうでもございまして、昼間にやっている部分は、各所属から来ていただきまして、本来であれば派遣職員でやる所を職員が昼間にやったもので、その部分の費用が不要になったというところでもございます。
- 渋谷英彦委員長 では、次、16番、増井好典委員。
- 増井好典委員 私のほうからは、3款2項1目児童福祉事務費の件で、ターントクル子ども館などのPR取組との説明がございました。どんな手法のPRを予定しているのか、また、その効果についてどのような期待をしているのか、お伺いします。
- 藤野 大子育て支援課長 まず、PRにつきましては、JR静岡駅、浜松駅の2駅のコンコースに設置されておりますデジタルサイネージにおきまして、ターントクル子ども館などの市の子育て支援をPRする動画を1か月間放映することなどを計画してございます。

期待される効果でもございますけど、子育てに優しい町、焼津で子育てをしたいと思える効果的な情報を市外に向けて発信することで、流入人口、交流人口の拡大に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

- 増井好典委員 今回、ターントクル子ども館については新規の事業になります。PRの部分について、実際にどのぐらいの効果があつたのかといった検証をぜひ期待して、私のほうは終わります。
- 渋谷英彦委員長 では、次、17番、深田百合子委員。
- 深田百合子委員 歳出3款2項1目放課後児童クラブ運営事業費100万円について、3点お伺いします。

小川小学校区に移転するということですが、放課後学童クラブを、児童クラブを、内容とかスケジュールなど詳細を伺いたいと思います。

2つ目に、移転費用、整備費用、また、負担割合はどうなっているのか伺います。

3点目に、新しい施設になるとどのように充実されるのか、その点も伺います。

○藤野 大子育て支援課長 まず、今回の事業ですけど、現在、東益津小学校区で放課後児童クラブを運営しております学童クラブはちみつが小川小学校区に移転開設するものでございます。

次に、移転のスケジュールでございますが、移転先となります民間施設を3月中に改修し、4月1日から運営を開始いたします。改修費につきましては、水回りの工事や、それから壁紙の貼り替え、床の工事など合わせて約100万円となりまして、国、県、市の3分の1負担割合で、100万円を限度に補助を行いますので、おおむね全額公費で賄うことができるものと考えております。

なお、引っ越しなどの移転費用につきましてはクラブの負担となります。

小川小学校区におきましては、児童数の増加が見込まれている中で、学童クラブはちみつの移転に伴いまして、学区全体の定員が増えることになり、利用のあっせん、それから、調整を一層図ることができるものと考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 すみません、東益津から小川小学校区に移転するという事は、今現在も東益津小学校の子どもは、はちみつクラブに入っている子どもたちはいないということになるのでしょうか。

それと、現在、小川小学校校区にもう一つ、学校の敷地内に1か所あって、もう一つ別の堅小路にあると思います。2か所あるんですけども、その2か所目のところが物すごい狭くて、相当遊び場も狭いという状況ですけども、私はそこを移転すると思っていたんです。まさか東益津から来るとは思わなかったもので、それで、そういう現在ある小川小学校区のサザンだったかな、そのクラブはそのままということになるのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 まず、東益津小学校区にある、現在運営しています学童クラブはちみつには、3名程度の児童が通っている現状がございますけど、あの地区におきましてはたかくさクラブがございますので、そのクラブのほうの入所で調整が可能となっております。

それから、2つ目にございました小川地区のサザンクラブさんの関係でございますけど、現時点では引き続き運営ということでございますが、今後の動向によっては、サザンクラブさんのほうの移転なども今ちょっと相談を受けている状況がございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 そうしますと、小川小学校校区は、ここのはちみつクラブは、定員は何人になり小川小学校区全体で何人の定数に増えるのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 今回の学童クラブはちみつさんの定数については30人でございます。

それから、小川学区の全体の数字については、ちょっとすみません、手元にないものですから、後ほど御回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○深田百合子委員 サザンクラブさんを今後増やしていくということもあるんですか。整備をするというか。聞いていないね。すみません、分かりました。

○藤野 大子育て支援課長 先ほども言いましたけど、一応そういうふうな方向で御相談

は受けてございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 結局、移転すると、かなり費用がかかって、新しい整備をするとまた費用がかかる。今回、はちみつさんのほうは100万円が全部公費で移転できるということなんですが、サザンクラブさんができたときは、本当に狭くて、10人ぐらいしか入れない小さいところを、全部それも市の公費でやっていただいたんじゃないかなと思うんですけども、小川小学校区ってなかなか場所がすごい狭い、広いところを借りられないんじゃないかなと思うんですけど、そういう心配は、今回のはちみつさんのほうは大丈夫なんですか。30人、ぎゅうぎゅう詰めになるということはないんですか。

○藤野 大子育て支援課長 今回の小川学区のほうに移転開設しますはちみつに関しては、もう既に物件が見つかっておりまして、この物件につきましても、はちみつさんのほうで物件のほうを探していただいたということでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 また詳細を聞きます。了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、岡田光正委員。

○岡田光正委員 それでは、3款2項1目子ども・子育て支援事業についてお聞きします。

補助金の交付要綱が変更になったということで、増額ということでございますけれども、当初、いわゆる当初予算のときに、何かやるということで、当然1つのものがあつたわけです。それが増額されたということで、それ以上の余剰になるわけですが、具体的には、この支援事業資金、何に使われる予定で金額が決まっていたのか。それで、増えたことによってどういった効果があるのか、ちょっと教えていただけますか。

○岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 それでは、岡田委員の御質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業費につきましては、民間保育所が実施する一時預かり事業、それと、延長保育事業に要する補助金の基準額が、国の要綱改正により増額になったためであります。

一時預かり事業に関しましては、市内の民間保育所6園が対象となり、延長保育事業は、市内民間保育所9園全てが対象となります。

また、一時預かり事業につきましては、その他経費として、新たに事務経費加算が加わりました。

今回の増額分については、そのまま実施園に補助金として交付する予定であります。

これによりまして、余剰というわけではなく、基準額が増加されたことにより、事業を実施している園では事業費などの事業費に充当されることとなり、より円滑な事業運営ができるものと思っております。

以上でございます。

○岡田光正委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、19番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 続いて、3款2項2目ですけど、民間保育所等の給付金が4,264万2,000円ということなんですけど、この説明のときに、民間保育所等園児数の変更というふうに聞いたんですけど、その中身についてちょっと説明を、内容について説明をお願いいたします。

○岩ヶ谷佳史保育・幼稚園課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

民間保育所等給付費は、民間保育所や地域型保育所等に通う子どもたちの保育料等の給付に要する経費で、公定価格の改正及び現状の園児数で再計算したことにより、補正をお願いするものであります。

内訳であります、給付費の種類が多くありますので、その中でも特に大きく増額となったものについて御説明いたします。

施設型給付費の保育所2号認定分、保育園の3歳、4歳、5歳児になりますが、当初見込みの延べ園児数7,560人に対し、現状の人数が7,526人で、34人の減となりますが、公定価格の改正により、園児1人当たりの支弁額の平均が、当初の見込みよりも3歳児が3,710円の増、4歳児と5歳児が4,140円の増となったことにより、副食費の減分も含めて、年間では約2,570万円の増となります。

また、地域型保育給付費の小規模保育事業分については、当初見込みの延べ園児数3,409人に対し、現状の人数が3,746人で、337人の増となります。公定価格については、園児1人当たりの支弁額の平均が、当初の見込みよりもゼロ歳児が1万3,750円の減、1歳児と2歳児が1万1,260円の減となりますが、園児数が増えたことにより、年間では約2,580万円の増となります。その他の給付費については、当初の見込みより増えたもの、減ったものもあり、給付費全体で4,264万2,000円の補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次、20番、河合一也委員。

○河合一也委員 私からは、3款2項8目ターントクルこども館建設事業費について伺います。

工事遅延によって周辺調査などができなかったことによる減額とのことでしたが、どのような調査を実施予定だったのか、お伺いします。

○藤野 大子育て支援課長 予定していた調査につきましては、こども館の建設工事が原因による隣接家屋の損傷、それから変動等の有無を確認するためのものでございます。

以上でございます。

○河合一也委員 きっと新庁舎とか、そういうところも、大規模な工事に関しては、そうやって周辺に対するきっと配慮がなされているということはとても安心しましたけれども、やらないということではきっとないと思うので、来年度に入って、どれくらい期間を要するののかもちょっと含めて、いつ頃実施予定なのかというのだけ教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 こども館の工期の延長の御説明は既にさせていただいているところなんですけど、一応完成のめどが4月の末を予定しておりますので、それ以降に調査のほうを実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○河合一也委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、21番、松島和久委員。

○松島和久委員 それでは、私のほうからは、病院事業会計繰出金会計補助繰出金に関して質疑させていただきます。

これに関しては、金額で6,973万2,000円とのことですが、これは説明の中では新型コ

コロナウイルス感染症対策というふうにお聞きしておりますが、どのようなことに使われるのか、内訳をお願いいたします。

- 増田恵子財政課長 内訳についてでございますけれども、病院内における感染予防対策用品の消耗品、消毒液や防護具等なのですが、これが3,233万9,000円、それから、備品、ペール缶ホルダーなどですが、これが168万9,000円、それから、修繕費、個室トイレの設置やカーテンレールの設置など感染防止の対策工事として、修繕費が471万7,000円、それから、医療従事者の検査費用として12万3,000円、あと、感染を防ぎながら安心・安全な医療を提供するために必要な機器等ということで、固定資産、紫外線殺菌装置や患者監視装置などですが、これが3,086万4,000円でございます。

繰り出しの財源といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

この交付金なのですが、公営企業に国から直接交付ではなく、地方公共団体に交付して、その後、一般会計から公営企業会計に繰り出しをするということになっておりますので、今回、焼津市立総合病院が行う新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について繰り出しを行うために補正予算を計上しております。

以上です。

- 松島和久委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 では、次、22番、岡田光正委員。
- 岡田光正委員 同じく了解です。
- 渋谷英彦委員長 次、23番、川島 要委員。
- 川島 要委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 次、24番、鈴木浩己委員。
- 鈴木浩己副委員長 歳出7款1項2目地域ICT推進事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したことよるとの説明でありましたが、事業の詳細ですとか、そういう部分で御説明をお願いいたします。

- 櫻井芳之シティセールス課長 鈴木浩己委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

地域ICT推進事業につきましては、地域企業のICT利活用の推進に関する事業を行っております。焼津商工会議所に補助金を交付いたしまして、ICTに関するセミナー等の実施を計画していたものであります。

しかしながら、この事業は、新型コロナウイルス感染症の流行以前に計画をしていたもので、人を集めることを前提としたものであること、そして、焼津商工会議所からも事業見送りの意向が示されたことから、事業の実施を見送ったものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

- 鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

令和2年度は見送ったんですけれども、令和3年度に向けては、今のところどんな予定ですか。

- 櫻井芳之シティセールス課長 お答えをさせていただきます。

来年度に、情報化推進計画第3版の改定を予定しております。この改定は、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを含むものとなりますけれども、この中で、地域社会でのICTの利活用についても検討を行うこととしております。具体的な事業

につきましては、この計画を改定する中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、25番、藁科寧之委員。

○藁科寧之委員 私からは、9款1項4目感染症拡大防止資機材整備事業費につきましてお伺いいたします。

昨年7月に同一の補正予算を組みましたが、今回補正の資機材の整備内容についてお伺いいたします。

○川村剛之地域防災課長 藁科委員にお答えします。

感染症拡大防止資機材整備事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、市庁舎をはじめとする不特定多数の方が来場される公共施設で使用する物資を購入し、配備するものであります。

また、当該事業につきましては、感染対策用の物資を必要な部局で個別に調達することではなくて、事務手続の効率化や経済性の観点から、全庁的に取りまとめをしまして、発注担当として防災部に一本化したものであります。

その内容であります。市役所本庁舎やアトレ庁舎、公民館、図書館、保健センターといった施設のほか、窓口業務や相談業務を担っております部署で使用する消耗品として、手指用消毒液約1,500本のほか、フェイスシールド約1,200個、ペーパータオル約1,700袋、ウェットティッシュ約1,300個、使い切りゴム手袋約1,650箱などを購入する予定でございます。

さらに、主な備品としまして、不特定多数の来場者が見込まれます施設で使用する体温を自動で感知するサーモグラフィー式の体温測定器を15台、そのほか、手を近づけるとセンサーにより消毒液が自動噴射するディスペンサーを17台、大きさは統一ではありませんが、飛沫感染防止用のパネルや間仕切りを約170枚、会議室等で使用する室内用の空気清浄機17台などを配備する予定であります。

なお、施設所管課にこれを配備して、維持管理をしていただきます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 整備の内容をお伺いいたしましたが、整備の充足度、どんな程度に今回の整備、補正を組んでやられることに、結果的にどの程度まで整備の状況が進んだと考えられますか、お伺いいたします。

○川村剛之地域防災課長 充足率につきましては、全て整ったとまではまだ言えないですけど、何十%だとかという部分ではまだお答えはできませんが、消耗品等を主に買っておりますので、これから使っていくということで、当然なくなっていくものですから、またいろんなタイミングを見計らって、そういったマスクですとか消毒液等、充当していきたいと考えております。

以上です。

○藁科寧之委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、岡田光正委員。

○岡田光正委員 全く同じです。

○渋谷英彦委員長 では、次、27番、川島 要委員。

○川島 要委員 今るる御説明いただきました、特に公共施設等で使う防災資機材である

という御説明でございましたけれども、今後考えられることとして、災害時の避難所、避難場所等が、有事の際には、かなり、コロナ禍でもありまして、多数の避難所が設定されていくであろうと想定されます。そういったところもお考えにあるのでしょうか。

○川村剛之地域防災課長 今回の補正には、避難所に対する資機材等が入っておりませんが、前回2回ほど、避難所に対応するベッドですとかテント等、いろいろ整備をさせていただきました。まだ全部がそろっているわけでありませんので、今後も、いろんなタイミングで、先ほどのとおり、必要な資機材については順次購入していきたいと思えますし、また、災害時に本当になってしまった場合には、今のあるものを有効に使うしかありませんので、あとは、国や県の物資型の援助を含めて対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○川島 要委員 やはり今後のことを考えますと、災害時の避難所というのは非常に大事な市民の命を守る拠点になると思います。

こういったコロナ禍でありまして、できるだけ1か所に集中するような避難体制ではなくて、分散して避難ができるような体制を考えていかなければいけないという意味でも、こういった備品類もそれなりの想定をした上で、数量等の計算をして、また準備をしていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、28番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 10款1項3目小・中学校教育ICT環境整備事業費、1億3,764万6,000円の減額ということです。減額の割合が24.86%と結構大きいので、具体的に減額の対象になったもの、それは何か教えてください。

○増田洋一教育総務課長 秋山委員にお答えします。

9月市議会定例会におきまして、契約案件として議決をいただきましたGIGAスクール対応学習者用端末と充電保管用電源キャビネット、こちらが主なものでございます。

具体的には、まず、端末につきましては、小・中学校合わせて1万942台、これを国庫補助の上限であります1台4万5,000円で予算化をさせていただきました、入札をした結果、1台当たり3万7,510円、これで契約することができましたので、これによりまして約8,200万円の入札差金が生じました。

それから、電源キャビネットにつきましては、小・中学校合わせて212台、こちらを定価ベースで予算化をしまして、入札をした結果、落札率が約33%ということで契約ができましたので、これにより約4,500万円の入札差金が生じました。

そのほか、既存の教育用ネットワーク機器の設定業務委託とか、あと、1人1台端末の設定費、こちらにおきましても、入札差金ですとか、あと、無償で作業をやっていただく部分もございまして、これらで約1,100万円の不用額が生じまして、今回、減額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、29番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 歳出10款5項6目ですけど、図書館の資料消毒機の導入事業費という

ことで、マイナス3万3,000円、この現物をちょっと私も図書館で見してきました。それで、やってみましたけど、3万3,000円の減額の内容と、利用方法というか、こうふうにやって使うんだなというのは分かったんですけど、どんなふうに関後使っていくのか、その使い方について、関後利用していく方法ですか、そういうものについて説明ください。

○石上睦晃図書館課長 杉田委員にお答えいたします。

図書館資料消毒機導入事業3万3,000円の減額についてですけれども、こちらにつきましては、図書除菌機の消耗品につきまして、その使用期間及び年度代の使用料を再度精査した結果、生じた差額でございます。

次に、利用方法についてですけれども、除菌後の本に利用者以外の方が触れないようにするため、出入口付近に除菌機を設置させていただきまして、貸出手続終了後、利用者自らがその操作をしていただいております。

操作方法につきましては、操作案内の掲示をするとともに、必要に応じて職員から説明するなどして対応しております。

以上、杉田委員への回答とさせていただきます。

○杉田源太郎委員 それで、今、使用料が減額ということだったんですけど、機器の購入費とか、そういうことじゃないんですか。

○石上睦晃図書館課長 ですので、機器の購入費の中の消耗品が期間、年度内に消費ということがあるので、それを再度精査した結果、それが少なくなったということの差額になります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 私も、利用するときに受付、本を借りたら、あそこにありますからということで案内をしていただいて、使い方も教えていただいたんですけど、受付によって、それをちゃんと説明する係の人と、またはそのまま借りて何も言わないで、そのまま帰っていったら人も何人かちょっと見たんですけど、やっぱりこういうものを設置してあるよと、これは全て除菌というふうにならないのかもしれないけど、やっぱりこういうのを設置して、関後、新型コロナウイルス感染症対策、図書館としてもやっているよということをちゃんと職員の人にもよろしく指導していただきたいということを要望して終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。30番、河合一也委員。

○河合一也委員 同じ10款5項6目の図書館システム機器更新事業費のほうですけれども、非接触型という更新システムの内容を、分かりやすく具体的にどんなシステムかというのを教えてください。

○石上睦晃図書館課長 河合委員にお答えいたします。

非接触型更新システムの内容についてお答えいたします。

図書課では、来年度、図書館システムの老朽化に伴う更新を予定しております。このシステム更新に合わせまして、貸出手続による接触リスクを緩和し、新型コロナウイルス感染予防対策の向上を図ることを目的に、ICタグを活用した非接触型システムの導入を行おうとするものでございます。

このシステムは、まず、図書資料のデータを記録したICタグを図書資料に貼ります。

その読み取り機を窓口設置することで、これまで1冊ずつ行っておりました手続が、読み取り機の上に置くだけで複数の本をまとめて処理できるため、接触機会の緩和とスムーズな窓口処理が行えるようになります。また、窓口の待機時間の軽減にもなりますので、密な状態の緩和にもつながると考えられます。

さらに、館内に設置します自動貸出機により、利用者御自身で操作して貸出処理が行えるようになるため、窓口職員との接触が全くなくなり、プライバシーの保護にもつながってまいります。

なお、自動貸出機などICTタグ関連機器など、システム全体に関わる事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第3次補正予算についても活用させていただきたく考えておりまして、本定例会中の調整をお願いする予定でございます。

以上、河合委員への質疑に回答とさせていただきます。

○河合一也委員　すごいシステムだなという感じはしますが、また具体的に私も見てみたいなというふうに思いますけど、繰越明許費にもなっている7,731万6,000円ですか、これはシステム全体に係る総額なのか、あるいはシステムはもうちょっと安くて、またほかに付随した費用も含めての費用なのか、ちょっと教えてください。

○石上睦晃図書課長　今御指摘がありました金額につきましては、まず、ICTタグを貼る、あるいはICTタグを購入するようなものが入っております。

そして、機器につきましては一部、システムの今回の補正予算につきましては一部でございまして、先ほども説明させていただいたとおり、国の第3次補正予算を含めて、その中で購入を考えておりますので、本定例会中に調整をまたお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○河合一也委員　ざっと総額幾らと考えればよろしいんですか、このシステム導入に。

○石上睦晃図書課長　ざっと1億2,500万円くらいの金額に、全部の一带を含めまして、予定しております。

○河合一也委員　あと、受付業務とか貸出業務が非常にスムーズになるということなんですけど、そのために人員が少し削減されるとか、そういう予定とかも狂うみたいのあったりするんですか。あくまでもこれは新型コロナウイルス感染症対策ということなんですか。

○石上睦晃図書課長　あくまでもこれは新型コロナウイルス感染症対策として考えておりますけれども、これまで焼津の図書館では、これはまだ私の想定範囲ですけれども、本を返していただいた場合、利用者の方が直接本を返しに行くという方法を取っておりますけれども、今後は、本のほうを預かりまして、職員が返すような対応を考えていきたいと思っています。そのためにも人員の減には直接はすぐにはつながらないというふうに考えております。

以上でございます。

○河合一也委員　了解です。

○渋谷英彦委員長　では、次、31番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員　内容は大体分かりました。

これ、借りるのと返すのがスムーズになるという説明だったんですけど、大井川、それから焼津、各設備としては、何セットぐらいずつ置くんですか。

○石上睦晃図書課長 まず、カウンターですけれども、焼津の図書館に4基、大井川図書館に3基、事務所内に1基ずつ、さらに自動貸出機が焼津、大井川それぞれに1基ずつを予定しております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 その1基の単価は約幾らぐらいですか。

○渋谷英彦委員長 課長、分からなかったら後でいいですよ。

○石上睦晃図書課長 後ほど回答させていただきます。申し訳ございません。

○杉田源太郎委員 スムーズにそういうものができるということはいいことなんですけど、やっぱり図書館というのは支所と来た人との交わりというか、そういうところでのいろんな交流というのがすごく大切なことだと思うので、やっぱり受付のところには人がいなくなるというようにはあまり考えたくないもので、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、32番、川島 要委員。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、33番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 今の御説明で、今回の7,731万6,000円、この中に電子図書館という機能へのチャレンジというのも含まれるのかなというのが質疑の要旨だったんですけど、そういう方向では全くないということでしょうか。それとも、それなりのステップとして、そういうことも検討されているのか、教えてください。

○石上睦晃図書課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

まず、今回の補正予算の中には、電子図書につきましては含まれてございません。

ただ、これにつきましては県内でも最近、沼津市が導入して、第4例目が挙がっております。焼津市でも以前から導入について研究はしております。ただ、いろんな要素がございますので、すぐに導入という形ではございません。今後も引き続き研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、34番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 次に、10款6項6目学校給食の夏季延長猛暑対策の対策事業費として、158万9,000円が減額されるということですけど、その内訳について説明をお願いいたします。

○鈴木孝之学校給食課長 杉田委員にお答えいたします。

学校給食夏季延長猛暑対策事業費158万9,000円の減額の内訳ではありますが、大型空調機短期借上料649万円の予算に対しまして、価格交渉により616万円の支出となり、33万円の減、また、大型発電機の燃料費201万円の予算に対しまして、75万1,000円の支出となり、125万9,000円の減、合わせて158万9,000円の減額となります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、35番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 続いて、同じところですけど、学校給食の停止交付金という形で、200万9,000円、食材の支援等の説明があったと思うんですけど、その内訳についてお願いいたします。

○鈴木孝之学校給食課長 答えいたします。

学校給食停止交付金の交付額は、3月の学校給食停止期間中の食材発注額から転売した金額を控除した金額の45%相当額を交付しようとするものであります。各事業所からの申請によりまして交付するものであり、青果物業者3社17万1,000円、鳥獣肉類業者5社86万円、調味料乾物業者等9社97万8,000円の計200万9,000円が申請されなかったため減額しようとするものであります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 実際に本当は補助の対象なんだけど、補助は要らないよと言われたということですか。

○鈴木孝之学校給食課長 申請がなかったということと、また、転売して影響がなかったということも一部聞いております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 あくまでも業者の関係で、直接の生産者とか、そういうところとはタッチしていないということですか。

○鈴木孝之学校給食課長 あくまでもこの交付金に対しましては、学校給食の取引業者でございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次、36番、秋山博子委員。

○秋山博子委員 すみません、関連して、今、学校給食の取引業者というふうにおっしゃいましたけど、それは1つの団体ということなんですか。どういう団体なんですか。

○鈴木孝之学校給食課長 取引業者と言いましたが、厳密に言いますと、納入業者、学校給食の関係する食材の納入事業者という形になります。

以上でございます。

○秋山博子委員 すみません、それは複数あるということですか。

○鈴木孝之学校給食課長 今回の交付金につきましては28社が対象でございました。

以上でございます。

○秋山博子委員 あと、先ほどの計算で、45%を補償するという計算があったと思うんですけど、45%というのはどういうところで決まったんですか。

○鈴木孝之学校給食課長 これにつきましては、給食が停止したということで、事業者さんを支援するという観点もあります。食材に係る経費として原材料費や人件費、燃料費等のその他必要経費を総合的に判断し、45%といたしております。

以上でございます。

○秋山博子委員 45%という、その計算とか、もろもろについて、特に業者の方から何らかの要望とか意見とか、声は聞かれましたか。

○鈴木孝之学校給食課長 そういった意見はございませんでした。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、ここで、通告による質疑に関しては、この部局は終了いたします。

す。

それで、ここで暫時休憩いたします。

入替えがありますので、3時55分、再開いたします。もとい、2時55分。

休憩（14：49～14：55）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部、健康福祉部の審査を行います。

質疑、意見に入ります。

お手元に配付してあります質疑通告表のとおり、順次、御発言をお願いいたします。

まず、1番。川島 要委員。

○川島 要委員 私からは3款1項9目障害者総合支援サービス費について伺います。

訪問介護給付費の行動援護給付費が減額になっています。また、サービス利用計画作成費がプラス、育成医療給付費がマイナス、移動支援事業費がマイナス、訪問入浴サービス事業費がプラスになっています。様々な変更の詳細をお伺いいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 それでは、障害者の総合支援サービスの補正の内容について御説明させていただきます。

最初に、知的障害者、または精神障害者の方で、自己判断能力が制限されている障害の方の外出支援の事業であります行動援護給付費ですけれども、こちらのほうは、当初予算では利用者を5人と見込んでおりましたけれども、年度途中で利用者が1人減ったことから、これまでの実績に基づきまして、188万2,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、福祉サービス等の利用計画を作成する事業者への給付費でありますサービス利用計画作成費ですけれども、計画作成件数及びモニタリングの件数を当初1,706件分と見込みましたけれども、新たな事業所等ができましたので、それに伴いまして計画作成やモニタリングの件数が増加していることから、これまでの実績に基づきまして、244万5,000円の増額とさせていただきます。

次に、身体障害児の生活能力を得るために必要な医療費として給付いたします育成医療給付費ですが、こちらにつきましては、ここ数年の減少傾向が続いておまして、本年度におきましても当初予算の見込みよりも減少していることから、これまでの実績に基づきまして、199万1,000円の減額とさせていただきます。

次に、屋外での移動が困難な障害児・者を対象に、外出のための支援を行う移動支援事業費ですが、当初予算では利用者を月54人と見込んでおりましたけれども、利用者が月30人程度と減少していることから、これまでの実績に基づき、318万3,000円の減額とさせていただきます。

次に、重度の在宅身体障害者に対し、自宅で入浴サービスを行う訪問入浴サービス事業費ですけれども、当初予算では利用者を10人見込んでおりましたが、新たに利用される方が2人増加していることから、これまでの実績に基づきまして、143万円の増額とさせていただきます。

説明は以上です。

○川島 要委員 御説明いただきました。

特に減額されている部分で、内容にもよるんですけども、新型コロナウイルス感染症との関係性というのはどんなもんか、もし分かればお願いいたします。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらの移動支援事業費、今回減額をさせていただいておりますけれども、こちらはサービス自体が移動に伴うもので、内容によってはバスとか電車等の公共交通機関等の移動に伴う内容がありまして、事業所等に聞き取りをしたところ、やっぱりコロナ禍ということで、そういった利用が怖いという声がありまして、少し利用が控えられているということで、今回、減少傾向になりました。

以上です。

○川島 要委員 そうしましたら、逆に訪問入浴サービスというのは、これは新型コロナウイルス感染症の影響か分かりませんが、増加していますけど、その辺は新型コロナウイルス感染症とは関係ないですか。

○橋ヶ谷正巳地域福祉課長 こちらにつきましては、利用者が増加したことに伴います予算の補正の増額でございます。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番。杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 3款4項4目後期高齢者医療事業費ということで194万2,000円あるんですけど、これの内容について、内訳について説明ください。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えをいたします。

後期高齢者医療事業費の194万2,000円の内訳についての御質疑であります。後期高齢者医療に関する令和3年度からの住民税基礎控除額等の見直しに伴うシステム改修に要する費用であります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次、3番。杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 次のページになりますけれども、後期高齢者健康事業費ということで、374万8,000円となっています。この増額の理由について説明ください。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えをいたします。

後期高齢者健診事業費の内訳についての御質疑でございますけれども、今回の増額補正374万8,000円の内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による健康診査の受診者数減少に伴う委託料159万円の減額と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に必要な質問票を健康診査時に行うための委託料533万円の増額との合算の額となります。

健康診査につきましては、当初予定していた受診見込み数7,119件を6,661件と改め、減額いたしました。質問票につきましては、高齢者の医療保険と介護予防の一体的な実施事業に伴い国が行うことを定めており、健康診査と同時実施するものであります。

健康診査は、新型コロナウイルス感染症の影響により開始時期が例年と異なったことや受診控えによる影響を注視してまいりましたが、予算に不足が生じることが見込まれたことから、今回補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 健診のときに質問票を個々にというか、聞き取りをするという、そう

ということだと思えるんですけど、何人ぐらいを予定しているんですか。

○平田泰之保険年金課長 件数といたしましては、6,300人程度を見込んでおります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 じゃ、次、4番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 今と同じ後期高齢者健診事業費なんですけれども、これが当初予算の7,079万7,000円に増額補正ということで、内容は質問票を実施するのということでしたが、票を作る委託先というのは、どちらになって、どういう内容になるのでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 秋山委員にお答えいたします。

増額補正の背景でございますが、健康診査時の質問票につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴い、実施することを国が定めたものでございます。市では、本年度からこの事業を実施しており、質問票は必要な取組の1つであります。

また、目的といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、保健師などの医療専門職が高齢者個々の健康診査と質問票の結果を総合的に分析し、健康状態に応じて必要となる支援内容を企画するために必要なものであります。

以上でございます。

○秋山博子委員 委託先をお願いします。

○平田泰之保険年金課長 失礼いたします。

委託先につきましては、焼津市医師会と志太医師会になります。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番。杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 3款4項4目後期高齢者の人間ドック費用の助成事業費として、減額が165万9,000円とあります。受診者数がどのぐらい減ったのでしょうか。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えをいたします。

後期高齢者人間ドック費用助成事業費の165万9,000円の減額に係る受診者数減少についての御質疑でございますが、人間ドックにつきましては47人、脳ドックでは20人の減少を見込んでおります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次、6番。杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 続きまして、市単独初期救急医療対策費としての910万円の内訳について説明ください。

○池谷智子健康づくり課長 杉田委員にお答えいたします。

志太・榛原地域救急医療センターの運営に係るもので、志太・榛原地域の4市2町が運営をしております。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、受診控えの影響があります。当該センターの診療報酬収入が3,500万円の減収が見込まれるということから、構成市町で補填することになりました。本市の負担割合は26%となっておりますので、3,500万円のうち910万円を負担するための増額になります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番。川島 要委員。

○川島 要委員 私も今同様の質疑でありまして、通告の質疑のときに、受診控えによる診療報酬負担金というふうに書いてしまったんですが、この診療報酬というところは関係ないので、削除していただきたいと思います。

負担金の変更の説明を求めましたけれども、今の説明で了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番。村松幸昌委員。

○村松幸昌委員 4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種事業というところです。

3点、1,579万3,000円のうちの委託料1,043万8,000円の内訳を伺います。令和3年度に追加で債務負担行為した新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター事業5,540万4,000円との関連を伺います。3として、現時点での当事業の事業実施時期を伺います。

以上です。

○池谷智子健康づくり課長 村松委員にお答えいたします。

まず、委託料1,043万8,000円の内訳につきましては、コールセンター業務の委託料812万8,000円及び本市の健康管理システムに新型コロナウイルスワクチン接種の情報を追加するためのシステム改修に対する委託料231万円になります。

そして、次に、コールセンター業務につきましては、今年度から来年度まで継続して実施していく業務となりますので、委託契約締結に当たっては、今年度分と債務負担行為で設定しました5,540万4,000円を合わせて、委託契約をしようとするものです。現時点での事業につきましては、国からは65歳以上を含めたワクチン接種が4月1日以降ということで、それ以降の詳細については、現時点ではまだ示されておられません。

本市としましては、4月1日以降のワクチン接種に備えるために準備として、2月下旬までにシステム改修を行い、3月中旬までにコールセンターを設置し、3月下旬には、65歳以上の方へ接種券や予診票等を発送していく予定になっております。

以上です。

○村松幸昌委員 内容は分かりました。1つだけお願いします。

焼津市も外国人等々が多いですから、コールセンターに多言語対応のことだけお願いをしておきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、9番。太田浩三郎委員。

○太田浩三郎委員 今、村松委員にお答えをいただいていますので、あらかじめ了解でございます。

ただ、1点、これは14万人の市民に対象になりますので、その準備だとは思いますが、実際のどのぐらいの金額を今後見込むか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。特に今村松委員言いましたように、住民登録されている外国の方々まで入っているのかどうか、その2点だけお聞きしたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 予算のほうにつきましては、ワクチン接種費用になりますけれども4月以降になりますので、別途、新年度予算での対応とさせていただきたいと思っております。

あと、外国人のほうも、コールセンター等々、外国語で対応できるようなことを今考えております。

○太田浩三郎委員 外国の方も入っているということですね。

○池谷智子健康づくり課長 入っております。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番に行きます。川島 要委員。

○川島 要委員 私も新型コロナウイルスワクチン接種費についてでございます。

全市民が接種をするという非常に一大事業でありまして、今までにない取組ということですので、細かく確認させていただきたいというふうに思います。

まず、ワクチン接種体制の準備状況ということで、接種していく体制がかなり煮詰まっているのではないかと思います。現状の状況をお伺いいたします。

それから、全国各地様々な取組をされておりますけれども、集団接種とともに個別接種の対応ということで、焼津市としての見解をお伺いします。

○池谷智子健康づくり課長 接種のための体制のほうの準備も今やっているところですが、先ほどお話ありました集団接種のほか、各医療機関での個別接種との併用を含めまして、現在、医師会と調整しているところでございます。

以上です。

○川島 要委員 特に集団接種と個別接種の対応の割合というか、配分もこれから、今検討中ということよろしいですか。

○池谷智子健康づくり課長 そのとおりでございます。

○川島 要委員 様々な報道を見ていると、各地、本当に行政と医師会との協力体制に円滑に行っている地域もあれば、非常に難航しているところもあるという状況でありまして、私たちも議員間の中で様々な情報交換をしていますけれども、ほかの地域ではかなり難航している地域もありまして、協力体制がなかなか取れないという地域もありますが、焼津市の場合はいかがでしょう。

○池谷智子健康づくり課長 焼津市のほうは、個別接種に向けて医師会のほうも協力体制を整えていただいております。何度か今年に入っても打合せ等をさせていただいております。情報交換というか、共通認識を進めているところでございます。

以上です。

○川島 要委員 安心いたしました。

それと、もう一つは、新聞にも載りましたけれども、磐田市で事前の接種訓練をされました。また、今週中だったか、藤枝市さんでも接種の訓練をやるというお話を聞いておりますが、焼津市では、そういった事前の接種訓練の予定は計画されていらっしゃるのでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 焼津市も医師会の御協力をお願いして、今後、シミュレーションのほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 了解ですか。

では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

当局が交代しますので、25分に再開いたします。

休憩（15：17～15：27）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、環境部、経済部、交流推進部、建設部、都市政策部の審査を行います。

質疑に入る前に一言。先ほども委員の皆さんにはお願いしましたから、質疑も答弁も簡潔によくお願い申し上げます。できるだけ感想だとか要望は直接当局に言うだけであれば幸いです。

では、進めます。

質疑、意見に入ります。

お手元に配付してあるとおりであります。

質疑通告一覧表のとおり、順次、発言をお願いします。

では、まず最初に、岡田光正委員。

○岡田光正委員 委員長、岡田でございます。

最初に、歳入21款5項6目ミニステーション古紙等回収料、資源物回収量に関しまして、減収の補正につきましてですが、古紙等の価格下落によるものということでございますけれども、単純に下落だけでしょうか。回収の量というのは、増減はどんなものなんでしょうか、教えてください。

○堀内千穂廃棄物対策課長 岡田委員の質疑にお答えします。

今年度の1月末現在の古紙等の回収量を昨年度の同時期と比較してみますと、新聞、雑誌、雑紙につきましては、減少傾向となっております。ただし、古紙等の中で、段ボールにつきましては増加傾向となっております。また、リユース古着等につきましては、増加傾向となっております。

また、資源物回収量のほうですけれども、これにつきましてはアルミ缶の回収がこれに当たるんですが、アルミ缶の回収につきましては、1月末現在の回収量が昨年の同時期と比較しまして、若干減少しているということになっております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番に行きます。秋山博子委員。

○秋山博子委員 同じくのところなんですけれども、古紙相場の下落によるというふうに減額で説明されましたけれど、今後、市としてリサイクルを進める上で、こんな影響があるんじゃないかという見解がありましたら教えてください。

○堀内千穂廃棄物対策課長 秋山博子委員にお答えします。

ミニステーションにおける古紙等の回収につきましては、市民の皆様には影響なく運営するものとなりますので、これまでどおり、分別回収などのリサイクルに御協力をいただくことになるということです。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番。藁科寧之委員。

○藁科寧之委員 私からは、21款5項6目区画整理事業保留地処分金収入につきまして、

お伺いいたします。

補正前予算額8,259万4,000円から、補正減額が要求額6,343万7,000円となった理由についてお伺いいたします。

○須藤勝也区画整理課長 区画整理課長です。藁科委員の御質疑にお答えします。

区画整理事業保留地処分金は、会下ノ島石津土地区画整理事業の保留地処分金収入でございます。補正前の予算額8,259万4,000円から6,315万7,000円を補正減額しまして、1,943万7,000円の保留地処分金収入を見込んでおります。

保留地処分金収入が減額になった主な理由でございますが、コロナ禍の中で、購入を申し込んでいただいた事業者の業績が悪化しまして売却に至らないなど、当初見込んでいた数の保留地を売却することができなかつたため、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 コロナ禍という非常に厳しい世の中全般にそういう状況ではございますが、この土地のこれからの販売活動についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○須藤勝也区画整理課長 一般保留地につきましては、現在、地権者の皆様の仮換地先の整備を優先しているのので少なく、今後は徐々でございますが、仮換地の数を増やしていく予定でございます。会下ノ島石津地区は沿岸部であることから、まずは、避難道となる黒石通り線の早期開通、または、県が施工する焼津港の津波対策など、安心して住めるまちづくりを進めていることをPRしまして、現地の看板やチラシの配布、ホームページへの掲載など、あらゆる手段を使いまして、早期売却に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 今大体お答えいただいたんですけども、令和3年9月完了予定となっている繰越明許の事業への影響はどうでしょうか。

○須藤勝也区画整理課長 秋山委員の質疑にお答えします。

繰越明許に与える影響につきましては、繰越明許は家屋移転によるもので、令和3年9月までには家屋の解体が完了する予定でございます。次年度の移転工事には支障はなく、財源も確保されていますので、繰越事業への影響はございません。

保留地処分金は貴重な財源であることから、担当課としては、売却に向けて早期工事や完成を目指して事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○秋山博子委員 ありがとうございます。

追加で、先ほど保留地売却額の減少ということで、具体的に当初予定していた件数の何件のうち何件がこうなったというような、その件数を教えていただけますか。

○須藤勝也区画整理課長 令和2年度は1,943万7,000円の収入を見込んでおまして、その内訳としましては、当初は一般保留地を6区画予定しておりましたが、売却見込みは2区画でございます。手つけ保留地につきましては、当初は11画を予定しておりましたが、実際のところ3区画契約を見込んでおります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番。増井好典委員。

○増井好典委員 6款2項4目アクアスやいづ管理運営事務費の件でお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策支援金という御説明がございました。その用途についてお伺いします。

○服部正宏漁港振興課長 増井委員にお答えいたします。

こちらの補正につきましては、アクアスやいづにおきまして、指定管理者が行いました新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組に支援金を交付しようとするものでございます。

以上です。

○増井好典委員 大まかで結構です。支援内容、やった内容、この辺が分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○服部正宏漁港振興課長 まず、施設の管理面というところからですと、清掃や消毒の徹底、それから、お客様の体温チェックのサーモグラフィーの設置、それから換気の強化、それから、運営面におきましては、フィットネスなどのスタジオレッスンの定員の縮小、あと、ジムやプールなどの人数制限、それから、ビジターといたしまして都度利用の方、そちらのほうの新規登録の一時休止、このようなものを行ってまいりました。

以上です。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番。深田百合子委員。

○深田百合子委員 歳出7款1項2目生活応援利用券発行支援事業費、新型コロナウイルス感染症緊急対策32万1,000円の減額、これはどこでもチケット3000だと思えますが、減額の理由、減額の内容、対象人数と実際の発行人数、それから、事業の効果と課題を伺います。

○海野真彦商工課長 まずは、減額の内容でございます。1セット2,000円、額面3,000円の利用券、3万セット分を御用意いたしまして、まず、事前に申込みを受け付けた後、販売を実施いたしました。そのうち2万9,679セット分を販売いたしましたので、差額の321セットは未販売となり、そのプレミアム相当分の32万1,000円を減額するものでございます。

事業と効果の課題につきましては、本事業を実施することによりまして、利用期間である7月10日から12月31日までの間、市内店舗において約8,900万円の商品券が流通いたしましたので、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けた小規模事業者への支援、また、市民の暮らしの応援など、市内の経済振興や消費喚起への効果があったものと考えております。また、換金に訪れる事業者の方への聞き取りを行ったところ、新規のお客様が増えた、売上げが伸びたなどの意見が多かった等を実行委員会より報告を受けておりまして、事業者の売上げ向上や新規顧客開拓につながったものと考えております。

一方、課題といたしましては、感染防止の観点から、3密になることのないよう事業を実施する必要があったため、新たな試みとしてインターネットや専用電話による受付を実施いたしましたが、電話受付につきましては、多くの電話が繋がらないとの御意見が実行委員会や市商工課に寄せられておりますので、今後、同様なことが生じないよ

う、販売方法等の検証、改善が必要であると考えております。

あと、対象人数と実際の発行人数、これについては、対象人数については把握しておりません。実際の発行人数についても約1万人という数字は出てきますけど、具体的な細かい数字は実行委員会からは報告を受けておりません。

以上でございます。

- 深田百合子委員 効果としては、消費拡大や新規のお客さんにつながったということで、いいと思います。

減額の32万1,000円の金額をどういうふうにするのかということで、やっぱり大型店舗で使えなかったという、内容の周知がよく市民に伝わっていなかったといった問題点、課題も浮かび上がってきたのかなというふうにも思いますけれども、やっぱり3万セットを、インターネット2万で電話を1万150ということに結局なったと思うんですが、今のデジタル化を進める中で、まだまだ過渡期でありますので、電話予約ということをもう少し多くあったほうがよかったのではないかと。

私は、そういう意味で、今朝のテレビで、磐田市がまたプレミアムチケットを新年度でやるということなんですが、9月定例会でも消費拡大と、あと、G o T oキャンペーンをもう少し予算が多いので、それを組み替えて、生活応援どこチケのほうを再度やる考えはないかとお聞きしましたがけれども、その考えの前向きなお答えは特にお答えをいただいているんですね。

だけど、いろんな臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急対策の減額で余った分を今度、新年度予算の最終日に何かの予算で出してくるという、飯塚部長のお話が先ほど答弁であったんですね。そうすると、これももう一度の再度のお考えということが私は望まれると思いますが、それについて、どうでしょうか。

- 海野真彦商工課長 この第1弾というか、生活応援利用券の発行支援事業は、当時、市内の経済の活性化を図るため、消費の喚起を図る施策として本事業を実施いたしました。これに加えまして、市独自に11月にはペイペイのポイント還元キャンペーンで、それは好評を得たところでございます。国においてもG o T oイートの事業が10月から開始されておりまして、これと併せて、連続的な支援に取り組んでまいりました。

現在の状況ですけれども、緊急事態宣言が出されまして、不要不急の外出の自粛が呼びかけられている現下におきましては、消費の喚起だけではなくて、事業者の皆様の事業継続をさせるための支援金の支給に取り組むべきと考えておりまして、今後、その状況を踏まえた対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

- 深田百合子委員 事業者の支援金は補正予算で今回提案されておりますし、ペイペイのお話も今回この補正予算の中に後で出てくると思います。私が言っているのは、それ以外のことで、この補正予算じゃなくて新年度予算ということで方向が今見えないものですから、そういうものがないかということをお聞きしたかったんですけど、特にその予算のお考えはないということで受け止めてよろしいですか。

- 海野真彦商工課長 当初予算については、また委員会で御説明を差し上げますけれども、今後、状況に応じて必要な施策を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次へ行きます。7番。深田百合子委員。

○深田百合子委員 同じく、7款1項2目の焼津市緊急経営対策特別融資資金利子補給費新型コロナウイルス感染症緊急対策5,603万6,000円の減額なんですけど、これ、予算が6,090万円だったんですよね。そうすると、実質対応したのが486万6,000円しか利子補給費に当たらなかったんじゃないかということで、減額の内容とか、事業の効果と課題について伺いたいと思います。

○海野真彦商工課長 深田委員にお答えいたします。

まずは、減額の内容ですけれども、これは本年度の支給額が確定したことによるものでありまして、補正を加えまして、予算額とすると1億1,800万円、それから、6,196万4,000円で一応確定ということで、差額の5,603万6,000円の減額の補正額というような内容になってございます。

見込みの件数と実績との差につきましては、当利子補給制度は県制度融資の経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症対応枠を借り受けた事業者に対しまして、県と市が利子補給するものとして緊急に創設したものでございますが、国がその後、追加の経済対策として、新たに創生した県との連携による制度融資、国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付が有利な融資条件であるため、それに流れるというか、より広く活用されることとなったことが、当初見込んだ数値よりも実数が少なくなった理由と考えております。

事業の効果と課題についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、売上げ減少や資金繰り悪化の影響を受けている事業者への支援につながったものであると考えております。また、先ほど申し上げた国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付の利子補給が今後2年間程度続くことから、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○深田百合子委員 国連携の対応貸付融資の制度が途中で出てきたから、最初の1億1,800万円、補正で6,090万円を1億1,800万円になったということですけども、実際に終わってみたら5,603万円余ったよということは、じゃ、その時点で予算の組替えというのは、その分をほかのところに充てるということは考えなかったんですか。

○海野真彦商工課長 確定したのが、補正予算でまた組んで減額というのに間に合わなかった分がありますので、この状況のまま、今回2月補正で減額という形を取らせていただきました。

以上です。

○深田百合子委員 かなりぎりぎりまで対応されていたということなんですけど、国、県が連携した新しい貸付の対応制度ができたということになっていくと、今後は、この予算はまた別の形でやっていくことになっていくと思いますので、この予算減額の分は、ほかの予算に何か考えがありますか。

○海野真彦商工課長 残予算については、これだけではなくてほかの事業についても残予算はあると思いますので、それは、財政課、政策企画課のほうで、使い道は考えているのではないかと考えます。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、8番に行きます。秋山博子委員。
- 秋山博子委員 今と同じ項目ですけれども、1つだけ、利用した事業者数は何件になりますでしょうか。
- 海野真彦商工課長 236件でございます。
- 秋山博子委員 236件の業種といたしますか、分野といたしますか、傾向を教えてください。
- 海野真彦商工課長 現在、手元に資料はございませんけれども、製造業、サービス業が多いのではないかと考えております。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、行きます。9番。須崎 章委員。
- 須崎 章委員 私からは、歳出の7款1項2目産業立地促進事業助成費について伺います。
 - 1点目は、当初予算額2億8,715万5,000円に対し、約15%弱の4,273万円の減の内訳内容は何か、お伺いいたします。
 - 2点目は、助成した企業数は何社か、どの地域から進出しているのか、お伺いします。
 - 3点目は、企業の業種、また、雇用者数は何名か、お伺いいたします。

- 海野真彦商工課長 須崎委員にお答えします。

まずは、当初予算より4,273万円の減額の内容でございます。

当初予定していました7社に対しまして、焼津市に進出したものの雇用要件をクリアできなかったことによる申請辞退が1社、令和3年度への申請延期が2社、合計3社より申請がなかったことによる産業立地促進事業費補助金の減額が主なものでございます。

次に、産業立地促進事業費補助金の内容でございますが、焼津市への進出・移転企業の新規土地購入費の20%分及び新規雇用者分1人について50万円を助成する制度でございます。

次に、同補助金によりまして助成した企業数とどの地域からの進出についてであります。助成した企業は4社でございまして、そのうち神奈川県からの進出が1社、市内移転が1社、敷地の拡張が2社でございます。

次に、助成した企業の業種と雇用者数でございますが、4社のうち、物流が2社、製造業が2社で、新規雇用者数は43.5人でございます。この端数につきましては、アルバイト、パートタイマーの方を、補助金の制度上、0.5人とカウントすることにより発生するものでございます。

以上でございます。

- 須崎 章委員 了解しました。
- 渋谷英彦委員長 では、次、10番。青島悦世委員。
- 青島悦世委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 次、11番。秋山博子委員。
- 秋山博子委員 了解です。
- 渋谷英彦委員長 次、12番。内田修司委員。
- 内田修司委員 私からは、歳出7款1項2目キャッシュレス導入推進事業費についてです。7月の補正予算でこれは計上されたと理解しております。そのときに1億2,200万円で、今回6,760万6,000円の減額で、想定の半分程度の使用で減ということだ

と思われませんが、これはポイント還元のコストだと思いますが、実際にポイント還元されたのは幾らでしょうか。

大本が目標ということで1億2,000万円強あったかなと思うんですけど、大本は上限ということだと思んですけど、目標に届かなかったとはいうものの、その状況についてどのように評価しているか、教えてください。

○海野真彦商工課長 内田委員にお答えいたします。

ポイントの還元額は5,129万241円でございます。予算額の1億2,200万円につきましては目標や見込みではなくて、還元率20%、1回の上限額1,000円、期間の上限額5,000円、この条件下で決済事業者によるシミュレーションにより算出した予想ポイント還元額を基に、予算超過によりポイント還元が受けられない利用者が出ないように、予想ポイントの上限を用いて予算措置したものでございます。

減額の内容につきましては、当事業に対する当初予算1億2,200万円に対し、先ほど申し上げたポイント還元分が5,129万241円、キャンペーン用のチラシ、ポスター、看板等の作成・設置費等のキャンペーン販促費用が310万3,056円ですので、委託料の合計が5,439万3,297円であったため、6,760万6,000円の減額補正となりました。

キャンペーンの周知につきましては、「広報やいづ」への掲載、ポスターやチラシを作成しまして参加店舗や公共施設などに掲示したほか、市役所入り口階段付近、新庁舎建設現場仮囲い、ターントクルこども館建設現場仮囲い、焼津駅北口駐輪場などに大型の看板を設置いたしました。また、キャンペーン事業者の説明会を計4回開催いたしました。

以上でございます。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、村松幸昌委員。

○村松幸昌委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、深田百合子委員。

○深田百合子委員 これは7月に決めて、それで11月に実施したんですけども、意外と私の周りの人からも、これ、もっと続けてほしいよという声が出ちゃって私もびっくりしたんですけども、11月補正予算のときに12月ももう一か月できなかったのか、そういう準備とか話し合いというのはしなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、313万円の販促があったということですが、これはどういうことで、どういう内容でしょうか、伺います。

○海野真彦商工課長 まず、1点目、第2弾といいますか、引き続き12月もというお話ですけれども、好評だという話は小耳には挟んではいたんですけど、実際に11月の実績が出たのが12月の中旬でございますので、そこから第2弾をやろうとすると、企画からキャンペーン開始まで2か月以上かかるものですから、実際、年度内で、なおかつ、臨時交付金を活用してというのは困難であると考えて、実施に至りませんでした。

あと、キャンペーンの販促費用の310万3,056円につきましては、こちらのほうはペイペイに依頼してほかの市町ではやっていない、チラシについても小さいA4判しか出ないものを大きな店舗に掲載するポスターも作成しまして、また、あと、先ほど申し上げた大型看板も作った、こういった費用が310万円何がしぐらいの金額になったというこ

とでございます。

○深田百合子委員 販促というのは何。

(「販売促進のことだよ」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 深田委員、いいですか。

○深田百合子委員 勘違いしました。「ハンソク」と言ったもので、販売促進の「促」でしたね。内容は分かりました。

12月中旬だと2か月以上かかるということなので、じゃ、3月は無理でも、この6,700万円って、約半分が残ってしまったというのは本当に大きい金額ですし、これは4月以降もまた再調整できるという予算なんでしょうか。

○海野真彦商工課長 こちらは年度内の1次、2次の臨時交付金だもんですから今年度内の、来年度やるとすると、また新たに予算措置が必要だと考えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、15番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、16番。太田浩三郎委員。

○太田浩三郎委員 私は、歳出7款1項2目、やいづワーク導入事業で、やいづワーク導入事業費の導入件数が何件あったか、お聞きしたいと思います。よろしく。

○海野真彦商工課長 太田委員にお答えいたします。

やいづワーク導入事業費の減額分873万3,000円の主なものは、市外都市部在住の焼津出身者等がふるさと焼津にUターンをしてリモートワークを行う方を雇用する企業に対し、その取組を支援する制度であるやいづふるさとワーク推進補助金に係る事業費の減が主なものでございまして、当初予算では30件の申請に対応できるよう予算を確保いたしました。申請の見込みは2件でございます。

本事業は、その対象が市外、主には都市部に居住する方となるため、首都圏のIT企業2,188社や静岡ゆかりの方、1,500名ございますけれども、経済界で活躍する様々な企業の社長も多く含まれておりまして、その方々へのリーフレットの送付により周知を図ってまいりましたが、このコロナ禍でおきまして、首都圏の企業を直接訪問するのは困難な中、対象に対してより効果的に周知する方法について、今後、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 分かりました。17番。川島 要委員。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 18番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、19番。太田浩三郎委員。

○太田浩三郎委員 歳出7款1項2目で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、項目があります。減額補正であるが、最終何件の支払いがあったのか、必要な事業者に支給漏れはなかったのですか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○海野真彦商工課長 太田委員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令を受けまして、静岡県では、遊興施設や運動・遊戯施設などに対して、令和2年4月25日から5月6日までの期間、休業要請を行いました。当市におきましても、市内の飲食店、宿泊施設に対して、県と同様に、令和2年4月25日から5月6日までの期間、休業要請を行いました。

この休業要請に伴いまして、御協力をいただいた施設に対して30万円を、また、県の休業要請に御協力いただき、県より協力金の支給決定を受けた事業者に対しまして、県協力金20万円に対して上乗せする形で10万円を支給いたしました。

市内の飲食店、宿泊施設、市の対象施設でございますが、そちらに577店舗に30万円の協力金を、また、県協力金対象施設の事業者へは、54事業者に10万円の協力金を支給し、合計で631件の支給を行いました。予算計上の際、経済センサスの数値により算出し、市の休業要請対象の飲食・宿泊施設を700施設と見込んだことから、飲食・宿泊施設におきましては、必要な事業者への支給がなされたと認識してございます。

また、一方、県協力金対象施設につきましては、免責要件等により施設数の絞り込みが困難であった影響によりまして、申請数が当初予算計上した数よりも大幅に少ない54事業所の支給にとどまったため、減額となっております。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、20番。深田百合子委員。

○深田百合子委員 じゃ、今回の1億5,730万円の減額は、県の54件、これが免責要件が少ない、よく分からなかったということで、もともとは何件を想定していたんですか。1億5,730万円が大きいかなと思うんですけど。

○海野真彦商工課長 ですから、当初1,258施設あると想定をしていたということで、なかなか免責要件以下に何施設あるかというのが、数が把握できなかったものですから、このような予算措置をさせていただいたということでございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、21番。秋山博子委員。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、22番。鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 それで、総事業費が3億3,580万円であったと思うんですけども、その財源が、県支出金が1億500万円、あと残りは、財政調整基金の取崩し2億3,080万円、合わせて3億3,580万円という事業であったと思うんですけども、1億5,730万円の減額ということは、県のほうに幾ら戻して、あと、財政調整基金の取崩し分として幾ら戻すのか、内訳は分かりますか。

○海野真彦商工課長 県から交付の拡大防止支援交付金の事業に対する県の補助は9,320万円の補助を受けていますけれども、その後の1億5,730万円とか、その割戻しとか、そういう財源については、商工課のほうでは把握してございません。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。また財政のほうに聞いてみます。ありがとうございました。

○渋谷英彦委員長 では、次、23番に行きます。岡田光正委員。

○岡田光正委員 それでは、歳出の7款1項2目焼津市事業継続応援給付金でございます。減額補正ということでございますけれども、最終、何件の支払いがあって、平均支給

額はどのくらいだったのでしょうか。これもまた必要な事業者に支給漏れ等はないのか、御調査は終わっておりますでしょうか。

○海野真彦商工課長 岡田委員にお答えいたします。

406件の支給を行いまして、支給総額6,509万1,000円で、平均支給額は約16万円でございます。予算計上した対象事業者数は1,300件、予算額2億3,367万円でございます。実績との差額である1億6,838万4,000円の減額補正となりました。

本支援は、新型コロナウイルス感染症の影響で苦境に立たされていながら、国の持続化給付金等の対象外となる事業者に対しまして現金を届け、事業継続の一助としていただくことを目的として行った事業でございまして、予算につきましては、支給が行き届かないことがないように、十分な額を確保したものでございます。

制度の周知につきましては、「広報やいづ」やホームページの掲載、市内公共施設に申請の手引を配架するとともに、市内各経済団体・組合に対し、申請書の配布や説明会を開催いたしました。また、申請書記載サポートにつきましても、焼津商工会議所、大井川商工会、焼津漁協、小川漁協、大井川漁協、大井川加工組合、JAおおいがわ様、皆様の御協力をいただきました。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、24番に行きます。深田百合子委員。

○深田百合子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、秋山博子委員。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、26番。内田修司委員。

○内田修司委員 歳出7款1項2目焼津市事業者緊急支援金についてでございます。説明では10万円の支援金を3,000事業者に支給するとのことでしたが、この想定事業者数の根拠についてお伺いいたします。

○海野真彦商工課長 内田委員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上高が大きく減少した事業者の事業の継続を支援するため、売上高が令和2年12月から令和3年2月のいずれか一月の売上高が前年同月比で30%以上減少した市内中小企業、小規模事業者、個人事業主の皆様に対し、業種を問わず、事業活動全般に活用可能な支援金を月間売上高の減少額に応じて、最大で10万円を支給するものでございます。

予算計上いたしました3,000事業者につきましては、最新の経済センサスによりまして、市内中小企業者数が約4,600社ありまして、1月に商工会議所や商工会加盟企業の皆様に対し緊急アンケートを実施したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減ったと回答した企業が約8割を占めまして、そのうちの減少率が30%以上の回答も約8割あったことから、最大で約3,000件が対象となるものと見込みました。

本日の補正予算案の議決をいただきましたら、速やかに市のホームページに掲載するとともに、焼津商工会議所、大井川商工会や各種団体を通じまして、事業者へ制度の周知を行う予定でございます。また、3月1日の「広報やいづ」でも周知を行う予定でございます。申請受付開始につきましては、明日2月17日を予定しております。書類の提出は、郵送を原則といたしまして、4月30日まで受付を開始する予定でございます。

商工課を中心としまして、経済部一丸で申請処理を行いまして、速やかな支給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、27番。太田浩三郎委員。

○太田浩三郎委員 今回の関連事項でございますが、対象件数が3,000ということだったんですけども、この中にはお医者さんとか、そういう事業者の方も入れてあるんでしょうか。

○海野真彦商工課長 業種を問わずということだもんですから、3,000事業者には、そこらも入ってございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、深田百合子委員。

○深田百合子委員 3月1日の広報に載せて、それから郵送を始めるということでしょうか。スケジュール的なものをもう少し教えてください。

○海野真彦商工課長 この制度の周知を3月1日の広報で皆様にお知らせすると。その前にも、あしたから受付を開始する予定でございますので、商工会議所、商工会などを通じて事業者にも周知していくと、ホームページにも掲載すると。直近の「広報やいづ」が3月1日なもんですから、そちらのほうで広く広報すると、そういうような内容でございます。

○深田百合子委員 期限はいつまでというのはありますか。申請の。

○海野真彦商工課長 申請期限は4月30日まで、2か月半ぐらいの申請期間を設けたいと考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 次に行きます。29番。安竹委員。

○安竹克好委員 大体概要は分かりました。1点だけ確認させてください。

前回の事業継続応援給付金、この事業の際は国の持続化給付金の対象者と市の休業要請協力金の支給を受けた事業者が対象から外れておりましたが、今回はどのようなのでしょうか。

○海野真彦商工課長 今回の支援につきましては、国の持続化給付金の対象者と市の休業要請協力金の支給を受けた事業者、また、前回の支援事業でございます事業継続応援給付金として、令和2年4月から6月までの売上高の減少に対して給付金を支給されていた事業者の皆様、全て今回を対象とさせていただきます。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、秋山博子委員。

○秋山博子委員 1点、ここのところ、前年同月比30%ダウンの事業者ということなんですけれども、事業をスタートした時期がそもそもコロナ禍にあったときという事業者もあるのではないかと思いますけれども、そういった事業者への配慮というのはされているのでしょうか。

○海野真彦商工課長 事業開始は令和2年11月までに事業を開始した方になりますけれども、まずは令和1年11月までに営業を開始した方というのは、先ほど申し上げたとおり、

12月と1月、2月の比較と。令和元年12月から令和2年2月までに営業を開始した方というのは、同じように、今回の12月、1月、2月のいずれかの前年同月と比較する、または令和2年の年間事業収入を令和2年中の営業月数で割った額と、令和3年1月、令和3年2月のいずれかを比較するように考えております。

今度は、令和2年3月から令和2年11月までに営業を開始した方、こちらのほうは令和2年の年間事業収入を令和2年中の営業月数で割った額と、令和3年1月と令和3年2月のいずれかを比較すると、そのような形で対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 すっきり頭の中に入らなくて申し訳ないんですけど、つまりなるべく漏れがないように支援しますという、そういう設計になっているということでもいいですか。

○海野真彦商工課長 そのとおりでございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、深田百合子委員。

○深田百合子委員 7款1項3目G o T o やいづキャンペーン事業費、新型コロナウイルス感染症緊急対策3,402万3,000円の減額は、予算では1億3,860万円が計上されましたが、1、減額の内容と、2、事業の効果と課題を伺います。

○山下敦史観光交流課長 深田委員にお答えいたします。

初めに、減額の内容ですけれども、昨年7月29日から行いました焼津市ふるさとクーポン配布事業の実績による減額が1万7,000円、10月15日から開始しました焼津のお宿泊まってねキャンペーンについて、国のG o T o トラベルキャンペーンの休止に伴い、市の宿泊割引事業を1月以降中止したことによる減額が3,200万6,000円、首都圏からの日帰り旅行商品造成事業の中止による減額が200万円となっております。

続きまして、事業の効果と課題でございますが、国のG o T o トラベルキャンペーンとの相乗効果もあり、7月以降は順調に宿泊客数が増加しました。前年同月比、5月の時点で25.5%であったものが、12月の時点では78.8%まで回復いたしました。

事業の課題といたしましては、宿泊事業者の負担が軽く、誘客効果が高い支援策で、なおかつ、観光客にとっても利便性の高い制度構築だと考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 ふるさとクーポンとお宿クーポンで1,700万円と3,200万円が減額の金額ということで、これでもう4,900万円。あれっ、金額が違いますよね。減額の金額が。

○山下敦史観光交流課長 繰り返し申し上げます。

初めに、焼津市ふるさとクーポンの実績による減額が1万7,000円でございます。

○深田百合子委員 ふるさとクーポンが1万7,000円で、お宿クーポンが3,200万円ですね。

それで、7月のG o T o トラベルから、その後、9月のほうに第2次が新型コロナウイルス感染症の感染拡大が広がるんじゃないかということで大変心配されまして、私たちは宿泊割引特典キャンペーン、全部で1億1,950万円の予算計上、G o T o やいづキャンペーン事業費として1億3,860万円ですので、かなり大きなキャンペーンの予算が組み込まれたと思うんですけれども、やはり2次、そして、その後、3次という新型コロナウイルス感染症感染拡大のことを考えると、ここは決めたのが7月の最初、その前、6月ですから、予算的には大き過ぎたのではないかなというふうにも思います。

今の予算が宿泊割引特典キャンペーンと日帰り型旅行商品の予算を減額とやめたということなんですけど、地域内の消費創出事業とマイクロツーリズムの推進事業は、そのまま継続しているということでもよろしいでしょうか。

○山下敦史観光交流課長 深田委員にお答えいたします。

御指摘のとおり、GoToやいづキャンペーン事業につきましては、宿泊割引等の事業とマイクロツーリズム推進事業、あと、焼津イベント創出事業ということで組み立ててございましたが、マイクロツーリズム推進事業、焼津イベント創出事業につきましては、予定どおり執行しております。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

じゃ、今回減額となった3,402万3,000円の予算は今後どういうふうにかされるのか、お考えはありますでしょうか。

○山下敦史観光交流課長 減額につきましては、12月の状況を見て担当課として判断したものでございますが、補正予算で落とした金額についての用途については、市の全体の中で判断されるものと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。32番に行きます。須崎 章委員。

○須崎 章委員 私からは、歳出8款3項3目急傾斜地崩壊対策事業費について、3点ほど伺いたします。

1点目は、当初予算2,100万円に対し約15%の減、318万円の減額の根拠は何か、伺いたします。

2点目は、事業規模の内容は何か、伺います。

3点目は、事業による効果は何か、伺いたします。

○山内高人河川課長 須崎委員の御質疑にお答えします。

初めに、減額の根拠についてでございますが、入札差金によるものと、擁壁工事に当たり基礎地盤が良好であったことから、地盤改良が不要となったことによるものでございます。

次に、事業規模の内容についてでございますが、本事業の小浜・阿原地区の崩壊対策工事につきましては、県が主体となって行い、崖の高さにより県事業と市の事業に分かれております。県の事業につきましては、平成25年から令和元年度まで延長298メートルの工事が実施されました。令和2年度の市の事業の実施により完成となり、今年度の市の事業規模につきましては、高さ4.5メートルの擁壁、プラス、あと、落石防護柵、2メートルのタイプになりますが、それを16.9メートル。高さ1.5メートルの擁壁、プラス、落石防護柵2メートルのタイプのものとなりますが、それを4.4メートル、計21.3メートルの施行をするものでございます。

次に、事業による効果は何かでございますが、今回の小浜・阿原地区の崩壊対策工事の完成により、アパート2軒を含む33戸の人家の保全が確保できるものでございます。

以上です。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、33番に行きます。藁科寧之委員。

○藁科寧之委員 それでは、質疑いたします。

8款5項1目プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業についてであります。

本事業は継続の事業であります。減額補正となっております。支援事業の年度推移、住宅の耐震化率、また、促進に向けて、どのような周知方法を取られているか、状況をお伺いいたします。

○高澤 清建築指導課長 初めに、耐震補強工事の年度推移についてお答えいたします。

当市では、平成13年度からプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、木造住宅の耐震化に対して重点的に支援をするなど、各種の施策に取り組んでまいりました。

木造住宅の耐震補強に対する補助に関しましては、平成14年度から年間100件前後の補助件数がありました。その後、平成22年度に国が30万円を上乗せする施策を実施した結果、繰越しも含め、その年は195件——このときがピークでございます——の件数になりました。

その後、東日本大震災に伴う景気の落ち込み等の影響もありまして、件数は50件を下回るものになりましたが、平成28年に発生した熊本地震を受け、焼津市では単独で上乗せを行う等をした結果、平成29年度には77件まで件数が伸びているというような状況でございます。その後、補助金の上乗せは継続しておりますが、昨年度は33件、今年度は43件となっております。

次に、住宅の耐震化率でございますが、静岡県が令和2年8月に発表した平成30年の住宅・土地統計調査の結果による県内の住宅の耐震化率は、静岡県全体が89.3%に對しまして、焼津市は91.4%でございます。県からの情報によりますと、焼津市の数値は県内でも上位に位置しているということで聞いております。

なお、耐震補強の補助申請件数と建設リサイクル法の解体届等の件数を考慮しました令和2年3月末での推計値は92.09%となっております。

次に、周知方法でございますが、新型コロナウイルス感染症が県内で感染が拡大した影響もありまして中止したのもございますが、戸別訪問196件、ダイレクトメール647件を発送したほか、市ホームページや「広報やいづ」への掲載、そのほか、自治会連合会、さわやかクラブ定例会などの機会を通じまして、事業の紹介をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○藁科寧之委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、須崎 章委員。

○須崎 章委員 私からも関連の質疑です。

今91.4%の耐震化率ということで、非常に高い率になっているのかなというふうに思っております。

そこで、私からは、「TOUKAI-0」のこの事業について、当初予算の8,529万2,000円に対して、35%減の2,962万4,000円の減額の内訳内容についてお伺いいたします。

○高澤 清建築指導課長 2,962万4,000円の減額の内訳についてお答えします。

減額の主なものとしましては、わが家の専門家診断の予定件数が100件から50件に変

更し、235万9,000円の減額、木造住宅補強計画策定事業の予定件数25件に対しまして9件に変更し、210万6,000円の減額、木造住宅耐震補強事業の予定件数、補強工事一体型と併せまして65件は43件に変更しまして、約900万円の減額でございます。

通学路及び緊急輸送路沿いブロック塀撤去事業が70件を15件に変更し、484万円の減額、ブロック塀撤去補助を30件を35件に変更しまして、40万円の増額でございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、深田百合子委員。

○深田百合子委員 同じく、プロジェクト関係ですけれども、①は分かりました。②の計画済みの人たち、耐震補強工事の計画をしている人たちへの啓発はどうだったでしょうか。

そして、補助金が増額されました。これが昨年11月に上乗せで15万円の増額になっておりますが、その効果がどうだったでしょうか。

それから、③の耐震工事の繰越しについてなんですけれども、市の予算では、新庁舎の建設工事など、繰越明許が結構ありますけれども、耐震工事についての繰越明許という、繰越しの考えというのはどうなんですか、伺いたいと思います。

○高澤 清建築指導課長 啓発や補助増額の効果についてでございますが、来年度から国の制度が変更になることを受けまして、過去に補強計画を行っていて、耐震補強工事まで実施されていない方、203名の方がいらっしゃいましたが、その方を対象にダイレクトメールの送付、電話連絡、戸別訪問などを行いまして、啓発を行いました。その結果、12名の方が耐震補強工事を実施していただいたという状況でございます。また、昨年11月より実施しております最大15万円の上乗せを行う在宅避難割増補助でございますが、今年度は6件の申請実績がございました。

次に、耐震補強工事の繰越しについてでございますが、今のところ、市には新型コロナウイルス感染症を理由に、補助事業の完成工期を延長したいといった内容の相談はありませんでした。当事業は国費、県費の補助を受けている事業でございますので、繰越しをする場合には、当然、国とか県の協議、承諾が事前に必要になります。今後、繰越しの相談があった場合につきましては、国、県と十分協議を行った上で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深田百合子委員 先ほどの今年度の100件から50件に下がっちゃった、25件から9件に変更になった。予定していた方がどんどんやめていた方が多いものですから、やはり繰越明許のことは今後の課題として、ぜひまた前向きに国、県に要望していただきたいと思っております。

それから、11月の上乗せは15万円が、6件が対応になったということなんです、11月じゃ遅いんですね。県の上乗せ金額なんです、もっと早く上乗せできるように、もしするんでしたら、やはりせめて9月の定例会のときぐらいには必要じゃないかなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○高澤 清建築指導課長 県の発表が9月ということもあって、なかなか9月の定例会に合わせてというのはできない状況ではございましたが、その時点で工事を完了している

方はこれはもらえなかったんですけども、やっている途中の方で条件に合う方に関しては変更を出してもらって、これに乗っかる形ができたという方も何件かいらっしゃるというような状況でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、秋山博子委員。

○秋山博子委員 それでは、追加で、先ほどの説明で、令和3年度から国の制度が変更になることをお知らせしたところ、12名の方が耐震補強をされたと。それで、今お話に出ていました昨年の15万円の補助額の増額のことですけれども、この説明のときにも、県費補助金が今年度限りのため、今のところ今年度のみというペーパーがあったと思うんですけども、ということは、令和3年度からこういった耐震についての様々な制度に大きな変更があるというふうに考えられるということではないでしょうか。

○高澤 清建築指導課長 やはり若干の変更はございます。

今まで、木造住宅の工事のほうの定額型というのが国の制度でなくなる関係で、先ほどの計画をやるというものもなくなると。それに代わるものとして、補強と計画を一体型とするものに対して補助を行うというような制度に変わってきます。

それと、先ほどの15万円の上乗せに関しては、県から来年度も引き続き継続して行うというような情報をいただいておりますので、そのような予算になるかと思えます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 ここで1時間経過しておりますが、引き続き続けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、秋山博子委員。

○秋山博子委員 では、8款5項1目民間建築物アスベスト対策事業費です。これ、減額90万9,000円ということで、当初の62.68%の減になります。見込み件数の減によるということではないでしょうか。減額の理由をお願いします。

○高澤 清建築指導課長 90万9,000円の減額内訳についてお答えいたします。

アスベスト除去工事の予定件数が1件をゼロ件に変更し、含有調査を1件から3件に変更しまして、合計90万9,000円の減額でございます。

吹きつけアスベストの含有がある可能性の建築物の所有者の皆様にはダイレクトメールあるいは直接電話などを行って、そういった周知を行いました。補助件数までは至らなかったというような状況でございます。

○秋山博子委員 調査が1件の見込みが3件に増えたというのはすごくよかったことかなと思うんですけども、例えばこの調査をして、実際にこれは対応の工事に進むべきだというふうなものなのかという判断というのは市のほうに連絡が来たとして、それをまた工事しましょうというふうに誘導していくというのはどういうふうに行われているのか、教えてください。

○高澤 清建築指導課長 今、実際のところ、1件だけは実施が済んでおりまして、それについては含有がしていなかったという結果が出ております。継続して1件出ておりまして、それについて今調査中ということでございます。

もし含有調査の中で、もちろんアスベストが含まれているよということであれば、今年度は除去工事の予算がありますので、それを使ってやっていただきたいというような

話は当然させていただいている状況でございます。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、村松幸昌委員。

○村松幸昌委員 8款5項2目子育て世帯マイホーム取得応援費でございます。

当初予算の倍以上の901万円の増額補正の詳細内容を伺います。事業への応募内容を伺います。これについては、市内転居・転入、一定の条件があれば、地区が決めて対象になると思うんですけども、その辺も含めてお尋ねをします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 村松委員にお答えいたします。

まず、補正予算の内訳でございます。事業対象世帯から申請相談が来ておりまして、その件数を踏まえて、今年度の申請見込み数、補正額を算出しております。

まず、基本額の部分でございますけれども、当初、保留地の購入世帯からの申請が6件というふうに見込んでおりましたけれども、それを15件、9世帯分増額しておりまして、それが661万円、続いて、中心市街地の土地を購入された方からの申請、当初2件と見込んでおりましたけれども、4件としておりまして2世帯の増、これが200万円、基本額部分で861万円でございます。加えて、転入加算でございます。4世帯ということで当初見込んでおりましたのが、6世帯に2世帯増やしてございまして40万円、合計で901万円となっております。

現在までの実績でございますけれども、保留地を購入された方の申請が5世帯、476万円でございます。中心市街地の土地を購入された申請者が3世帯、300万円、合わせて776万円、転入加算が2世帯で、40万円で、保留地へ1世帯、中心市街地へ1世帯ということで、それぞれ1世帯ずつの転入ということになってございます。中心市街地、保留地については、そのほかについては転入ということになってございます。合計で816万円ということで、実績となっております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 本当にいい制度で、順調に効果が上がっているなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○渋谷英彦委員長 では、次、39番。青島悦世委員。

○青島悦世委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、40番。川島 要委員。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 41番。河合一也委員。

○河合一也委員 私から、10款5項10目温泉プール管理委託費について質疑をします。

これは新型コロナウイルス感染症対策支援ということで238万1,000円となっておりますけれども、青峯プールが中止する中で運営してもらったんですけども、開催日や時間は例年どおりだったのかというのが1点目。

1点目と2点目ひっくり返してもよかったかもしれませんが、2点目、新型コロナウイルス感染症対策として具体的にどんなことを行ったのか、お聞きします。

3番目、利用者数は過年度と比べていかがだったのか、以上、お願いします。

○松永年史スポーツ課長 河合委員にお答えさせていただきます。

まず、開館日、時間についてでございますが、年度当初、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことで、温水プールを含む市内のスポーツ施設を全て休館、休場といたしましたので、その期間が33日間ございます。この分、例年に比べて減るという状況となります。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策についてですが、まずは、今申し上げましたとおり、水夢館の休館措置ということになります。また、休館後の再開に当たりましては、入場者数の制限のほか、ロッカーなど人が触れる箇所の消毒、それから換気、それから、付添人が多くみえますので、その方たちが滞留しないよう、観覧用の椅子を撤去するなどの対策を講じていただきました。

次に、利用者数でございますが、過年度と比較してどうかということですが、過去4年間の平均と比較してみますと、およそ1万2,600人程度減っているという状況でございます。

以上です。

○河合一也委員 ありがとうございます。

利用者数の制限というのは、通常は無制限ということなんでしょうけれども、どれぐらいの制限をされたのか、教えてください。

○松永年史スポーツ課長 おっしゃるとおり、通常は制限がかけられておりませんが、再開直後につきましては最大で100人、今現在につきましては、560名までということで制限をかけているところでございます。

○河合一也委員 利用者の安全確保をしながら運営は大変だと思いますけど、そういった運営がまだしばらく続くんじゃないかなと思いますけれども、安全確保をよろしく願いたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、これが最後になります。川島 要委員。

○川島 要委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、通告による質疑は終了いたしました。

これにて質疑を打ち切ります。

以上で、議第13号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案」の全ての所管の部分の審査が終了いたしました。

次に、討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第13号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第13号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案の審査は終わりました。

これもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会（16：44）